部局名　雇用経済部

監査の結果

１　事業の執行に関する意見
（女性の就労支援の推進）
(1)　結婚・出産期に離職する女性は、依然として多く、特に女性の有配偶者の労働力率は、県においても 25 歳から 34 歳で約 60%と低くなっている。
　このため、女性の就労の障がいとなる要因を分析し、働くことを希望する女性が、離職することなく働き続けることができる職場環境づくりの促進や再就職を希望する女性の支援など、より一層の女性の就労支援に取り組まれたい。（雇用対策課）

講じた措置

平成 29 年度
１　実施した取組内容
　出産等を機に離職した女性が、再就職を目指す際の阻害要因としては、仕事と家庭の両立や仕事のブランク・スキル面での様々な不安を抱えていることや、男性の育児参画が進んでいないことなどが挙げられます。これらを改善することで、働く意欲がある女性の再就職を支援します。
　また、県内企業において女性がライフステージごとの希望に応じて働き続けられるよう、企業側の理解及び女性の就労継続意識醸成を促進します。
(1)　女性の就労相談窓口の設置や相談窓口利用者同士の交流会の実施のほか、各種セミナーの開催、県内の複数の企業と出会えるマッチングの場を提供しました。
(2)　働くために必要なスキルアップ講座（座学）と企業での実習を組み合わせた研修を実施しました。
(3)　県内の高等教育機関において、学生向けセミナー（ライフプラン・キャリア形成講座）を実施しました。

２　取組の成果
(1)　再就職を希望する女性のための就労相談やセミナーの開催等を通じて、就労に関する不安や疑問等を整理し、就職につながる自身の能力・経歴の棚卸しの実施や、資格取得等自身のスキルアップに対する意欲向上を図るとともに、女性が働きやすい企業と出会えるマッチングイベントを開催するなど、参加者のより円滑な就職活動・今後のキャリア形成支援を行うことができました。
(2)　働くために必要なスキルアップ講座と企業での実習を組み合わせた研修を実施することにより、離職ブランクやスキル面での不安等を解消し、女性の再就職及び県内企業の人材確保につなげました。
(3)　県が実施した調査結果やデータ等も踏まえて、就職活動に際して自身のライフイベントにおいて考慮すべきことや、自身の将来のキャリアをデザインすることについて考えていただく機会を、大学・短大の授業の一環として提供することで、男子学生の育児参画意識も含め、女性の就労継続に向けたライフプラン・キャリア形成を支援しました。

平成 30 年度以降（取組予定等）
　引き続き、女性の就労を支援することで、地域社会・経済の活性化につなげます。
(1)　不本意非正規で働く女性等に対し、キャリアアップに結び付く実践的なセミナーを実施し、希望に応じた形の就労を支援するとともに、女性の能力発揮や生産性の向上を図ります。
(2)　学生に対し、就職活動に際して自身のライフイベントにおいて考慮すべきことや、自身の将来のキャリアをデザインすることを考えていただく機会を提供し、女性の就労継続に関する意識啓発を図ります。

監査の結果

1　事業の執行に関する意見

（「三重県版経営向上計画」認定制度の推進）

(2)　平成 26 年度から中小企業・小規模企業の成長と県経済の活性化のため、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、「三重県版経営向上計画」の認定制度を実施しており、28 年度末で 851 件の認定実績がある。

制度開始から 4 年目となり、これまでに認定した計画について、その期間が終了するなど、評価すべき時期を迎えることとなる。

このため、認定企業の利益の増加など、本事業の効果について評価・検証を行い、中小企業・小規模企業の経営向上のより充実した支援となるよう取り組まれたい。　（中小企業・サービス産業振興課）

講じた措置

平成 29 年度

1　実施した取組内容

①フォローアップ調査の実施

「三重県版経営向上計画」認定企業の経営状況や計画の進捗状況、企業の意見等を把握することにより、認定制度の評価・検証を行うため、平成 27 年度中に認定を受けた企業を対象としたフォローアップ調査を実施しました。

（結果概要）

・平成 27 年度認定企業 287 社のうち、195 社から回答（回収率 67.9%）

・売上高（直近期末とその 1 期前を比較した状況）

「増加傾向 41.0%」、「横ばい 27.2%」、「減少傾向 31.8%」

・営業利益（直近期末とその 1 期前を比較した状況）

「増加傾向 39.5%」、「横ばい 25.1%」、「減少傾向 35.4%」

・進捗状況

「計画以上の進捗 3.6%」、「ほぼ計画どおり 52.4%」、「やや遅れている 35.7%」、「大幅に遅れている 8.3%」

・認定後のフォローアップ支援として期待すること

「資金面のフォロー23.1%」、「専門家派遣 20.2%」、「販路面のフォロー19.6%」、「計画に対する進捗状況のアドバイス 18.2%」、「技術面のフォロー8.1%」　他

②企業訪問による成果や課題の把握

三重県版経営向上計画の具体的な取組状況や成果、個々の企業が抱える課題などを把握するため、当課職員が企業訪問を実施し、その状況を商工団体の経営指導員等や公益財団法人三重県産業支援センターと共有することなどにより、課題解決につなげました。

③商工団体向け研修会の開催

フォローアップにあたっては、中小企業・小規模企業に対する伴走型支援に取り組む商工団体の経営指導員等による個々の企業の成果把握と情報共有が重要であることから、商工団体職員を対象とした「三重県版経営向上計画及び経営計画作成支援に関する研修会」を平成 29 年 8 月に開催しました。

④申請様式の改善

三重県版経営向上計画の進捗状況を認定企業自らが把握し検証できるよう、ステップ 2 及びステップ 3 の申請様式である「実施計画（様式第 2 号）」の改正を行いました。

⑤事例集の作成

県内企業の経営向上の取組の参考となり、企業の更なる成長につなげるため、認定企業の具体的な取組をまとめた事例集を作成するとともに、情報発信を行いました。

2　取組の成果

フォローアップ調査や企業訪問等の実施により、計画策定が企業の実際の経営向上につながったかどうかや、制度の有効性等について評価・検証を行いました

その結果、計画の進捗状況へのアドバイスや専門家派遣等による実行支援の必要性が明らかになりました。

平成 30 年度以降（取組予定等）

引き続き、「三重県版経営向上計画」認定企業に対するフォローアップ調査や企業訪問等の実施により、計画策定が企業の実際の経営向上につながったかどうか等、本事業の効果について評価・検証を行うとともに、それらの結果を踏まえ、関係機関と連携して計画の実行支援を図ることより、中小企業・小規模企業の経営向上に向けたより充実した支援となるよう取り組んでいきます。

監査の結果

１　事業の執行に関する意見

（観光産業の振興）

(3)　「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の目標項目である平成 28 年の「観光消費額」は、前年に比べ増加し、数値目標を達成したが、「県内の延べ宿泊者数」、「外国人延べ宿泊者数」は、いずれも前年を下回り、数値目標を達成していない。

　このため、「三重県観光振興計画」に基づき、伊勢志摩サミット開催の経験や知名度の向上を生かし、市町、県民、観光関連事業者、観光関係団体等と連携を図り、県内の宿泊者数を増やすなど、より観光消費額を伸ばす取組を推進されたい。（観光政策課、観光誘客課、海外誘客課）

講じた措置

平成 29 年度

１　実施した取組内容

　国内外の来訪者から何度でも訪れたい観光地として三重が選ばれるとともに、観光関連産業を三重県経済をけん引する産業の一つとして確立させるため、「三重県観光振興基本計画（平成 28 年度～31 年度）」にて「観光消費額」を主たる目標に掲げ、宿泊者の増加など、観光消費額を伸ばす取組を実施しました。

(1)　官民一体で設置した「みえ観光の産業化推進委員会」において観光の産業化に向けた取組を進めました。本県の魅力の一つである「食」をテーマにした「みえ食旅パスポート」を前年度から引き続き実施し、観光客の周遊促進と消費拡大を図りました。（公社）三重県観光連盟が地域連携ＤＭＯとして日本版ＤＭＯ候補法人に登録されるよう支援するとともに、当連盟と連携しマーケティングデータの収集・分析及びウェブサイトアクセス解析を進めるなど、全県ＤＭＯ機能の構築と持続可能な観光地域づくりに取り組みました。（観光誘客課）

(2)　富裕層や欧米からの誘客を促進するため、県内事業者や観光協会等と連携し、ファムトリップ受入、旅行博出展、現地旅行会社との商談会を行ったほか、台湾と欧州では現地代理人を活用した富裕層・インセンティブツアー誘致に取り組みました。また、増加する個人の外国人旅行者（ＦＩＴ）に向けＳＮＳ等による情報発信やゴルフツーリズムの推進にも取り組みました。（海外誘客課）

(3)　国際会議等ＭＩＣＥ開催地としての三重のブランドイメージを確立し、ＭＩＣＥを本県インバウンドの新たな柱とするため、誘致促進のための補助金などのツールを生かした誘致や、営業委託による県外でのセールス、大学への営業活動等に取り組みました。（ＭＩＣＥ誘致推進監）

２　取組の成果

(1)　観光庁の宿泊旅行統計調査（速報値）によると、平成 29 年の県内延べ宿泊者数は約 819 万人で対前年比 88.0％、外国人延べ宿泊者数は約 28 万人で対前年比 78.7％と減少しましたが、平成 29 年の伊勢神宮の年間参拝者数は対前年比 100.7％、平成 30 年のお正月期間中の県内主要観光施設の入込客数は対前年比 101.4％と増加しました。また、平成 30 年 1 月 2 日、四日市港へ初の外国客船が寄港し、本県の観光の新たなゲートウェイとして約 1,600 人の乗船客を受け入れました。（観光政策課、観光誘客課）

(2)　「みえ食旅パスポート」の平成 30 年 3 月末時点の発給数は、企業や地域の事業者等とのコラボ版パスポートと合わせ約 38 万部に達し、約 2 万 2 千件の応募がありました。また、地域と一体となって日本版ＤＭＯの創設に取り組んだ結果、県内の 2 団体が「地域ＤＭＯ」として、（公社）三重県観光連盟が「地域連携ＤＭＯ」として日本版ＤＭＯ候補法人に登録されました。（観光誘客課）

(3)　ファムトリップ受入（54 件）、旅行博出展（23 件）、現地代理人による営業（フランスでのセミナー開催、台湾からのインセンティブツアー送客）などを実施しました。ＳＮＳを活用した情報発信では、フェイスブックで 42 件の発信を行ったほか、インスタグラムでは平成 29 年 6 月のアカウント開設以降 3 言語で約 7,000 人のフォロワーを獲得しました。また、国内初となる「ＩＡＧＴＯ第 1 回日本ゴルフツーリズムコンベンション」の県内開催が決定しました。（海外誘客課）

(4)　平成 29 年の国際会議開催件数は目標値 4 件を上回る 8 件でした。また、鳥羽マリンターミナルや鳥羽市立海の博物館等「ユニークベニュー（特色ある会場）」をレセプションで活用しました。（ＭＩＣＥ誘致推進監）

平成 30 年度以降（取組予定等）

(1)　引き続き「みえ観光の産業化推進委員会」を中心に、様々なマーケティングデータを積極的に活用しつつ、大都市圏等からの誘客及び宿泊を促進するプロモーションを展開します。交通事業者や大都市圏の旅行会社等と連携し、発地での情報発信や誘客促進の取組を展開するとともに、着地での周遊促進と消費喚起・拡大を図るため、みえ食旅パスポートの利用促進に取り組みます。併せて、県内各地の持続的な観光地域づくりを支援するため、全県ＤＭＯにおけるデジタルマーケティング機能と広域プロモーション機能の強化に取り組むとともに、客船寄港に伴う県内各地への周遊促進など広域的な受入体制の充実・強化に努めます。（観光誘客課）

(2)　外国人旅行者の動向やニーズを把握するため、外国人旅行者を対象に実態調査を実施します。（観光政策課）

(3)　日本を訪れる外国人旅行者のＦＩＴ化や旅行ニーズの多様化、地域の特色を生かした体験型観光への需要の高まりに対応するため、ＳＮＳを活用したキャンペーンの実施や外国人向け体験プログラムの流通促進を図ります。また、日台観光サミットの三重県開催から 5 周年を機に、三重県と台湾との関係を強化し、本県の認知度向上及び誘客促進を図ります。ゴルフツーリズムについては「ＩＡＧＴＯ第 1 回日本ゴルフツーリズムコンベンション」県内開催の好機を生かし、ゴルフをテーマにしたプロモーションを展開します。（海外誘客課）

(4)　県外へのセールスをより強化するとともに、補助制度を効果的に活用し、首都圏などで開催されている国際会議の三重県への誘致に取り組みます。また、ユニークベニューの活用にもさらに積極的に取り組みます。（ＭＩＣＥ誘致推進監）

部局名　雇用経済部

監査の結果
２ 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1)　物品等調達優遇制度に係る障がい者雇用促進企業の名簿について、要綱に定められた手続きを経ずに更新を行っていた。（雇用対策課） (2)　みえ食旅パスポートの「案内チラシ」及び「みえ旅おもてなし施設一覧表（東紀州エリア）」の掲載内容に誤りがあった。（観光誘客課）
講じた措置
１　実施した取組内容 (1) ①　ホームページで公表している「障がい者雇用促進企業登録名簿」に有効期間の欄を設け、誰もが期間切れをチェックできるようにしました。 ②　毎月行っている班ミーティング時のスケジュール表に、手続の時期を明記し、進捗確認を確実に行うことができるようにしました。 ③　課内危機管理意識向上研修及び同コンプライアンスミーティングのテーマとし、意識啓発を行い再発防止に取り組みました。（雇用対策課） (2)　「案内チラシ」については、「みえ旅案内所」（105 施設）へ正誤表を送付するとともに、今回の誤りに関するお知らせを各案内所の受付窓口に掲示していただくよう依頼しました。「みえ旅おもてなし施設一覧表（東紀州エリア）」については、既に東紀州エリア内の「みえ旅案内所」（15 施設）へ配布済みだったため、差し替え版を送付しました。（観光誘客課） ２　今後の方針（取組予定等） (1) ①　事務の繁忙や担当者の異動による手続の誤りを防止するため、毎年度末となっている登録更新時期を年度途中に変更するなどの要綱改正を行いました。 ②　更新手続の処理状況を一覧表にし、進捗の管理を行いました。今後の手続きにおいても処理状況一覧を作成し進捗管理を行っていきます。（雇用対策課） (2)　今後、印刷物の作成にあたっては、複数の職員による重複チェックに加え、案内所に対して十分な確認期間を設けて最終原稿の確認依頼を行うとともに、関係各課に記載内容の確認をお願いするなどチェック体制を強化し、再発防止に努めることとします。（観光誘客課）

監査の結果

３ 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア　収入未済

① 収入未済額が平成 28 年度末現在 3,404,901,803 円あった。

（雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、観光政策課）

② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。（雇用対策課、観光政策課）

講じた措置

１　実施した取組内容

ア ①

・中小企業高度化資金

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管理要綱」等に基づき適正に債権管理・回収を実施するとともに、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき債権分類を行い、適切な債権管理を実施しました。

さらに、高度な法的判断等の必要な案件については、弁護士に法的措置及び回収業務の委託を行いました。

（中小企業・サービス産業振興課）

・中小企業設備近代化資金

債権回収会社であるサービサーに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みました。なお、当該貸付金については、新規貸付を行っておらず、新たな未収金は発生していません。

（中小企業・サービス産業振興課）

・中小企業従業員住宅家屋貸下料

現時点で未収金の残っている 2 件のうち 1 件については、和解が成立しているためその和解条項に基づき、他 1 件については納付誓約書に基づき、それぞれ返済を求めており、今年度も引き続き電話での督促に加え、債務者宅へ赴き、直接面談を行うなど訪問督促も実施しました。（雇用対策課）

・三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求債権

債務者の死亡と相続放棄等により、平成 27 年 3 月 27 日に徴収停止措置を採っています。徴収停止措置を採った日から 3 年経過すると、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく債権放棄の要件に該当します。平成 30 年 3 月 27 日に 3 年が経過したため、後に徴収停止事由に該当しているか再確認しています。

（雇用対策課）

・地域人づくり事業委託返還金

提出のあった支払計画に基づき、確実に納付がなされるよう、債務者に対し月 1 回電話により催告を実施しています。（雇用対策課）

・サンアリーナ使用料

平成 29 年 12 月に金融機関に対し、債務者の預金照会を行いましたが、回収コストに見合う財産を確認できませんでした。同月、配達証明郵便にて催告状を送付し、債務者に対する催告を行いましたが、債権回収はできませんでした。（観光政策課）

ア ②

・中小企業従業員住宅家屋貸下料

目標額の設定については、債務者から提出された納付誓約書に基づくほか、和解案件については、履行期限までに完納できるよう、残額と支払期限までの残り月数を勘案して設定し、電話督促や訪問督促により計画的な債権回収に努めてきましたが、債務者の生活困窮により納付が遅れ、目標達成には至りませんでした。

（雇用対策課）

・地域人づくり事業委託返還金

未収金額全額を目標額に設定し、平成 28 年 5 月 10 日に一括納付を求める催告状を発付したところ、債務者から月 150,000 円を支払う旨の支払計画書が提出され、平成 28 年 6 月以降、かかる計画書に基づいて支払いを受けており、目標達成に至りませんでした。（雇用対策課）

・サンアリーナ使用料

平成 29 年 12 月に金融機関に対し、債務者の預金照会を行いましたが、回収コストに見合う財産を確認できませんでした。同月、配達証明郵便にて催告状を送付し、債務者に対する催告を行いましたが、債権回収はできませんでした。（観光政策課）

２　今後の方針（取組予定等）

ア ①

・中小企業高度化資金

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管理要綱」等に基づき、適正に債権管理・回収を行います。具体的には、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。

正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、経営状況の把握を行い経営改善の取組を支援して

いきます。また、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。
　再生支援先については、定期的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに、返済状況を見守りながら、継続的な経営支援を実施し、返済額の増額を図っていきます。
　回収処理先については、競売、任意売却等により担保物件の処分を進めるとともに、必要に応じて弁護士等へ回収業務、法的措置等の委託を行っていきます。また、連帯保証人の資産調査等を実施して返済能力を考慮した保証債務の履行を求めていきます。（中小企業・サービス産業振興課）
・中小企業設備近代化資金
　債権回収会社であるサービサーに債権の管理・回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。（中小企業・サービス産業振興課）
・中小企業従業員住宅家屋貸下料
　今後も、定期的に電話や訪問による督促等を行い、納入が滞らないよう管理していきます。（雇用対策課）
・三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求債権
　平成 30 年 3 月 27 日に徴収停止措置を採った日から３年経過したため、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく徴収停止事由に該当しているか再確認中です。確認後、条例に基づく適切な手続を行います。（雇用対策課）
・地域人づくり事業委託返還金
　今後も定期的に電話等による催促を行うなどして、支払計画書に基づき確実な納付を求めていきます。（雇用対策課）
・サンアリーナ使用料
　引き続き、回収可能性や回収コスト等を十分に考慮しながら、引き続き財産調査などの対応を進め、収納未済額の削減に努めます。（観光政策課）
ア ②
・中小企業従業員住宅家屋貸下料
　今後も、定期的に電話や訪問による督促等を行い、納入が滞らないよう管理していきます。（雇用対策課）
・地域人づくり事業委託返還金
　今後も定期的に電話等による催促を行うなどして、支払計画書に基づき確実な納付を求めていきます。（雇用対策課）
・サンアリーナ使用料
　引き続き、回収可能性や回収コスト等を十分に考慮しながら、引き続き財産調査などの対応を進め、収納未済額の削減に努めます。（観光政策課）

部局名　雇用経済部

監査の結果
３ 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ　収入事務 ① 鈴鹿山麓研究学園都市センターの使用料について、誤った金額を徴収していた。　（雇用経済総務課） ② 現金納付された計量検定手数料の金融機関への収納処理が遅延していた。　（計量検定所）
講じた措置
１　実施した取組内容 イ ① 使用料の積算を明確に記載できるチェック表を新たに作成し、複数の職員による確実なチェックに取り組んでいます。　（雇用経済総務課） イ ② 遠隔地への連泊における現金収入であり、次回出張からは、現地の金融機関で収納処理ができるよう、日程・人員調整を行いました。　（計量検定所） ２　今後の方針（取組予定等） イ ① 引き続き、根拠条例に基づく適正な事務処理に努め、チェック表を用いた複数の職員による確認に取り組みます。　（雇用経済総務課） イ② 引き続き、適正な事務処理に努めます。　（計量検定所）

部局名　雇用経済部

監査の結果
３ 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア　業務委託 ①　【関西事務所清掃業務委託】 ・執行伺いが作成されていなかった。 ・年度開始前の契約準備行為の事務処理が適正になされていなかった。 ・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。　（関西事務所）
講じた措置
１　実施した取組内容 ア ①【関西事務所清掃業務委託】 ・次年度（平成 29 年度）の関西事務所清掃業務委託においては、契約準備行為である旨の記載をした執行伺を作成しました。また、相手方への見積依頼通知には、「その効果は予算発効時において生じる」旨を明記しました。 ・予定価格については、過去の実績等を参考に積算を行い、その設計書を添付しました。　（関西事務所） ２　今後の方針（取組予定等） ア ①【関西事務所清掃業務委託】 引き続き、支出事務における適正な事務処理を徹底し、再発防止に努めます。　（関西事務所）

部局名　雇用経済部

監査の結果
３ 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 　支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ　工事、物件等における入札中止状況 　① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が２件あった。　（雇用経済総務課、津高等技術学校）
講じた措置
１　実施した取組内容 イ ① 　複数の職員での確認を行うよう改め、チェック体制の強化に努めました。　（雇用経済総務課） 　出納局作成の「電子調達チェックリスト」及び電子調達システムへの登録内容の画面コピーにより、複数の職員で確認を行い、再発防止に努めています。　（津高等技術学校） ２　今後の方針（取組予定等） イ ① 　引き続き、複数の職員で確認を行い、チェック体制を強化するとともに、必要に応じ関係事業者等による確認を行うなど再発防止に取り組みます。　（雇用経済総務課） 　複数の職員による確認等のチェック体制の強化により、適切な事務処理を図っていきます。（津高等技術学校）

部局名　雇用経済部

監査の結果
３ 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア　物品の管理 ① 郵券証紙について、出納簿上の在庫数と現物の在庫数が一致していなかった。　（計量検定所）
講じた措置
１　実施した取組内容 ア ① ・翌月の初日に財務システムに反映させることを徹底しました。 ・所内会議等で、切手使用者は郵券証紙出納補助簿に使用枚数を正確に記入する等、切手の使用管理について徹底するよう注意喚起をしました。　（計量検定所） ２　今後の方針（取組予定等） ア ①引き続き、適正な財産管理に努めます。　（計量検定所）

部局名　雇用経済部

監査の結果
３ 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 　職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 　① 物損事故 （負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 0 円、相手 225,720 円）　（雇用対策課）
講じた措置
１　実施した取組内容 (4) ① 　課内のコンプライアンスミーティング等において、県有財産の適切な運用や交通事故の未然防止、安全運転意識への注意喚起を行い、安全運転を徹底するよう職員に周知を行いました。　（雇用対策課） ２　今後の方針（取組予定等） (4) ① 　課のミーティング等において、交通事故防止の注意喚起を行うことで安全運転意識の向上を図り、交通事故の発生を防止していきます。　（雇用対策課）

部局名　県土整備部

監査の結果
1　事業の執行に関する意見 （河川堆積土砂対策の推進） (1)　河川の堆積土砂対策は、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、関係市町や農林水産部と情報を共有しながら取り組んでいるところであり、平成28年度末の堆積土砂は、前年度末から約51万㎥撤去したことにより、225万㎥（推計値）となった。 しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、近年頻発する集中豪雨等により、ひとたび洪水災害が発生すれば、甚大な被害をもたらすおそれがあることから、引き続き着実に堆積土砂対策を進められたい。 （河川課）
講じた措置
平成29年度 1　実施した取組内容 平成29年度においても、通常の降雨により堆積した土砂は河川事業により、異常出水で堆積した土砂は災害復旧事業により撤去を行いました。 これに加えて、砂利採取を活用して、河川堆積土砂の全体量の減少に取り組みました。 2　取組の成果 平成29年度は、河川事業と砂利採取により約22万㎥の堆積土砂を撤去する見込みです。さらに、平成28年度の異常出水に伴う堆積土砂については、災害復旧事業により約28万㎥を撤去する見込みです。（実績は5月に集計予定） また、これまでの堆積土砂撤去実績と当該年度の撤去箇所について、河川課及び各建設事務所のホームページにて段階的（公表時期：7月、1月、3月）に公表しています。 平成30年度以降（取組予定等） 今後も、河川パトロール等により河川内の堆積土砂及び雑木等の状況確認を行い、河川管理上、優先度の高い箇所を市町と協議を行い、堆積土砂の撤去及び河川内の雑木の伐採を進めていきます。 また、平成29年10月に発生した台風21号の影響により、新たに堆積した土砂については、平成30年度に災害復旧事業で撤去する予定です。

部局名　県土整備部

監査の結果

1　事業の執行に関する意見

（土砂災害警戒区域の指定）

(2)　土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域の指定が行われており、平成28年度末の指定率については、前年度末の39.0%から、52.1%まで改善したが、全国平均の92.9%を大きく下回っている。

現在、平成31年度までに、県内の土砂災害危険箇所16,208箇所の基礎調査を完了させることをめざして作業が行われているが、今後も引き続き、市町と連携しながら着実に区域指定を進められたい。

（防災砂防課）

講じた措置

平成29年度

1　実施した取組内容

区域指定については13市10町（桑名市、いなべ市、四日市市、菰野町、朝日町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、鳥羽市、志摩市、名張市、伊賀市、熊野市、御浜町、紀宝町）において、土砂災害警戒区域1,875箇所、土砂災害特別警戒区域1,718箇所を新たに指定しました。

2　取組の成果

平成29年度の指定により、県内における土砂災害警戒区域の指定数は10,313箇所（指定率63.6%）に、土砂災害特別警戒区域の指定数は9,468箇所になりました。

平成30年度以降（取組予定等）

土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を平成31年度までに完了させるとともに、引き続き関係する市町と連携のうえ着実に区域指定を進めていきます。

また、開発事業者に対しても、「土砂災害警戒区域等の指定の見込み」、「土砂災害警戒区域等の指定」及び「土砂災害危険箇所」に関する情報を引き続き積極的に提供していきます。

部局名　県土整備部

監査の結果
2　財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 車検切れに気付かないまま公用車を運行していた。　（伊勢建設事務所）
講じた措置
1　実施した取組内容 平成 28 年 11 月 28 日に公用車の適正管理に関する通知を県土整備部内各所属へ発出しました。 公用車を管理する所属において、公用車のメーター付近やダッシュボード等へ車検有効期間（車検満了日）を示すシールを貼付するとともに、車検満了車両の確認を毎月行うように通知し、適正な公用車管理を徹底しました。 2　今後の方針（取組予定等） 引き続き、車検有効期間の確認をはじめとする公用車の適正管理に取り組んでいきます。

監査の結果

3　財務の執行に関する意見

(1)　収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア　収入未済

① 収入未済額が平成 28 年度末現在 24,408,001 円あった。

（公共用地課、住宅政策課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所）

② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。（道路管理課、河川課、住宅政策課）

講じた措置

1　実施した取組内容

①～②

a 「三重県債権管理マニュアル」に基づき、収入未済額の減少に取り組みました。

【案件 1】収入未済額 1,581,568 円

・県と債務者が平成 8 年度に締結した県単道路改良事業のために取得する土地の売買契約について、債務者が根抵当権抹消登記義務を履行しなかったため、県が抹消登記を代行し、これに要した費用について支払いを求めてきました。

・平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行った結果、平成 20 年度には債権の一部を回収しました。

しかしながら、債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体はありません。

・債務者である法人の代表者に対して、営業再開の意思の有無を確認しましたが、営業再開の意思がなく、また、債務者の財産調査を行いましたが、未収金に充当できる財産は確認できなかったため、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第 11 条の規定により、平成 28 年 2 月に徴収停止を行いました。

・以降、債権者の財産調査等を年 1 回行うこととし、平成 29 年度においても、債務者である法人の代表者への営業再開の意思確認及び債務者の財産調査を行いました。

・債務者である法人の代表者に対して営業再開の意思の有無を確認しましたが、営業再開の意思はなく、また、債務者の財産調査を行いましたが、未収金に充当できる財産は確認できなかったため、徴収停止を継続しています。

【案件 2】収入未済額 4,527,500 円

・当債権は、一般国道 23 号線（中勢バイパス）工事に支障となる建物を義務者が撤去しないため、土地収用法に基づき、平成 21 年度に起業者（国土交通省）から県知事に対して行政代執行を実施するよう請求がなされ、県は平成 22 年度に行政代執行を実施し、代執行に要した費用の納付命令及び督促状を発付しましたが納付がなかったため収入未済となったものです。

・平成 27 年度に滞納者の財産を差し押えて公売を実施しましたが、入札者がなかったため、平成28年3月に差押えを解除し、滞納処分の執行を停止しています。整理対象債権であるため、債権処理計画の目標を設定しておりません。しかし、引き続き金融機関、保険会社等の滞納者の所有する財産の換価価値を調査のうえ、本人に電話や面談をするなど財産の確認を行うとともに自主納付を促しています。（公共用地課）

b　新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、債務者や連帯保証人に対し、電話、訪問、呼出、文書による督促、嘱託員による個別訪問、職員による夜間や休日での督促のほか、滞納が解消されないまま県外に住んでいる債務者や連帯保証人への滞納整理などを行いました。

滞納整理を目的に居所調査や財産調査を行うとともに、長期滞納者に対し未納家賃等の支払いに係る訴えの提起など法的措置を実施しました。

上記の取組の結果、収入未済額が平成 28 年度末現在 15,111,349 円ありましたが、平成 30 年 3 月末現在の過年度収入未済額は、10,455,215 円に縮減しました。

また、平成 29 年度債権処理計画の目標額（県営住宅使用料等）4,262,213 円に対し、平成 30 年 3 月末現在の実績額は 4,656,134 円であり、目標は達成できました。（住宅政策課）

c　「三重県債権管理マニュアル」に基づき、収入未済額の減少に取り組みました。

平成 29 年度当初時点での滞納者に対して、督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。また、尾鷲建設事務所においては預金の差押を行いました。

平成 29 年 5 月 9 日、道路管理課、河川課及び港湾・海岸課が合同で担当者会議を開催し、未収金対策の取組について説明を行いました。

全庁的に実施された「三重県債権管理マニュアル」に基づく徴収月間に合わせ、平成 29 年 12 月を未収金解消のための徴収強化月間とし、滞納者への電話催告、訪問、預金差押などを実施し債権回収に努めました。

（桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所、道路管理課、河川課、港湾・海岸課）

収入未済額が平成 28 年度末現在 3,187,584 円ありましたが、平成 30 年 3 月末現在の過年度収入未済額は、1,842,395 円に縮減しました。

（桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所）

平成 29 年度債権処理計画の目標額（道路敷使用料等）2,326,920 円に対し、平成 30 年 3 月末時点の実績額は、880,230 円であり、預金の差押などを行い縮減に努めました。（道路管理課、河川課）

2　今後の方針（取組予定等）

①～②

a【案件 1】

・債権者の財産調査等を年 1 回行い、徴収停止を継続することについての適否を判断します。

・財産調査等の結果、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第 14 条第 1 項第 1 号の規定により、債権の徴収停止後 3 年を経過した場合においても、法人である債務者が事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるときは、債権を放棄することができるため、債権放棄について判断します。

【案件 2】

・滞納者の財産調査等を年 1 回行い、滞納処分の執行停止を継続することについての適否を判断します。

（公共用地課）

b　平成 29 年度と同様、新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、債務者や連帯保証人に対し、電話、訪問、呼出、文書による督促、嘱託員による個別訪問、職員による夜間や休日での督促のほか、滞納が解消されないまま県外に住んでいる債務者や連帯保証人への滞納整理などを引き続き行っていきます。

また、滞納整理を目的に居所調査や財産調査を継続して行うとともに、法的措置を念頭に長期滞納者への最終催告を行っていきます。（住宅政策課）

c　引き続き、収入未済額の減少に向け、未収金解消のための強化月間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時等に債務者へ制度周知の徹底を行うなど、発生防止に向けた取組を進めていきます。

（桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所、道路管理課、河川課、港湾・海岸課）

監査の結果

3　財務の執行に関する意見

(1)　収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ　収入事務

① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。（桑名建設事務所）

② 河川使用料について、誤った積算単価で調定したことにより、歳入戻出を行っていた。（桑名建設事務所）

③ 道路敷使用料の算定誤りにより、歳入戻出を行っていた。（鈴鹿建設事務所）

④ 現金納付された河川使用料等の金融機関への収納処理が遅延していた。（津建設事務所）

⑤ 河川使用料について、誤った積算単価で調定したことにより、歳入戻出を行っていた。（津建設事務所）

⑥ 財務会計システムへの現金受入日の入力誤りが2件あった。（松阪建設事務所）

⑦ 河川使用料の調定誤りにより、歳入戻出を行っていた。（松阪建設事務所）

⑧ 土地使用料について、目的外使用許可の内容と異なる調定を行ったことにより、歳入戻出を行っていた。（北勢流域下水道事務所）

講じた措置

1　実施した取組内容

① 現金納付された情報公開文書複写料について、領収書の渡し間違いによる差し替え作業を行っていたため、金融機関への収納処理が間に合わず、遅延が発生しました。領収書の発行にあたり、複数の職員によるチェック体制の強化を図るとともに、金融機関への収納処理状況の確認を徹底しました。（桑名建設事務所）

② 平成3年度に新規申請がなされ、以降ほぼ自動更新がなされていた事案で、他事務所での事案発覚後、管理している占用物件を見直したところ、誤徴収が発覚しました。原因は、線の太さが2㎜未満の管状の架空線の単価を決定する際、架空線の単価を適用すべきところを誤って架空管の単価を適用していたものです。

このことから、新規の河川占用物件の種別選定にあたっては、複数人で確認するようにしました。また、河川使用料の調定にあたっても複数人で確認するようにしました。（桑名建設事務所）

③ 道路敷使用料について、当初申請から使用物件が増加したことにより変更申請が提出されたため、増額された変更使用料と当初使用料の差額を請求するために、変更使用料の算出を行いましたが、その際に使用物件の種類・件数が多かったことから、本来は使用物件が増加した時から増額とすべきところを、当初から増額する計算になっていたことを担当者及び確認者共に見落としたために生じたものです。

使用料の計算について、再確認の徹底及び複数の職員によるチェックの強化に努めました。（鈴鹿建設事務所）

④ 前日の時間外に現金納付があった情報の共有が十分ではなかったことから、翌開庁日に確実に払出するよう、管理課内だけでなく総務課を含めて債権回収結果や処理状況の確認を徹底するようにしました。（津建設事務所）

⑤ 起案時における確認が十分ではなかったことから、適正な単価を適用するよう、起案時に課内の河川担当者が全員でチェックを行うことによって、点検体制をさらに強化しました。（津建設事務所）

⑥ 情報公開にかかる文書複写料について、財務会計システムで現金収納票を作成する際、受入日を誤って入力したことから、調定の決裁時に、手書領収書と現金収納票の写しを添付し、現金受入日について複数の職員でチェックすることとし、再発防止に努めました。（松阪建設事務所）

⑦ 河川使用料（土石採取料その他の河川産出物採取料）の取扱いについて認識が不十分であったため、再確認するとともに、適正な事務処理を行うため複数の職員によるチェックを行うなどの点検体制を強化しました。（松阪建設事務所）

⑧ 前年度の途中で許可内容の変更があった案件で、翌年度の調定時に反映させることを失念していたことにより発生したものであることから、許可内容について、翌年度の調定額に適切に反映させるよう一覧表を作成し、複数の職員によるチェックを行うなど点検体制を強化しました。（北勢流域下水道事務所）

河川使用料については、各所属での確認のほか、単価誤りによる誤徴収を防ぐため、担当者会議において、事例検討を行い発生防止への周知を行いました。（河川課）

2　今後の方針（取組予定等）

①～⑧ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名　県土整備部

監査の結果
3　財務の執行に関する意見 (2)　支出に関する事務 　支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア　業務委託 ①【平成 28 年度県土整備部道路管理課ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務委託】 ・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。（道路管理課） ②【一般県道阿児磯部鳥羽線県単渡船運航業務委託】 ・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。（志摩建設事務所） ③【南部浄化センター周辺環境対策事業（環境用水路通水点検）業務委託】 ・執行伺いが契約伺いと同一の起案で行われていた。 ・予定価格が記録されていなかった。（北勢流域下水道事務所）
講じた措置
1　実施した取組内容 ① 契約保証金の免除条件を十分満たしていることから当然免除になるものと考え、免除する旨の記載が起案から漏れました。契約保証金を免除する場合は、契約書及び契約伺いにその旨を遺漏なく記載して決裁を受けるよう、複数の職員でチェックする体制をとって再発防止に努めました。（道路管理課） ② 契約の相手方が地方公共団体であったことから、契約伺の起案文書に契約保証金を免除する項目を記載していませんでした。今後は、契約保証金を免除する決裁を受けるよう徹底しました。（志摩建設事務所） ③ 執行伺と契約伺いは別々の行為であり、それぞれに事案の決裁が行われることが原則であることから、執行伺から契約締結伺までの一連の起案例を作成し、関係職員に周知を行いました。 　当該案件は、会計規則の定めにより予定価格調書の作成を省略することができますが、省略する場合は支出負担行為の決議書等に予定価格を記録しなければならなかったものの、記録されていなかったものであることから、会計規則について関係職員に周知し、複数の職員でチェックを行うなど点検体制を強化しました。 （北勢流域下水道事務所） 2　今後の方針（取組予定等） ①～③ 同様の事案が発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名　県土整備部

監査の結果
3　財務の執行に関する意見 (2)　支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ　公共工事 ①【鈴鹿建設事務所監視局改修工事】 ・250 万円以上の契約金額の変更を行った場合に必要な競争入札審査会への報告が行われていなかった。（河川課） ②【一般国道 167 号外　環境整備工事（その 1）（サミット対策周辺整備事業）】 ・軽微な設計変更が生じた際に、建設工事設計変更要領に基づく決裁と受注者への通知が行われていなかった。（志摩建設事務所）
講じた措置
1　実施した取組内容 ①【鈴鹿建設事務所監視局改修工事】 契約金額の変更を行ったのは年度末で、多くの業務が集中していたことにより競争入札審査会に報告することを失念していました。 250 万円以上の契約金額の変更を行った場合は、競争入札審査会への報告が必要となることについて、職員全員に周知徹底しました。（河川課） ②【一般国道 167 号外　環境整備工事（その 1）（サミット対策周辺整備事業）】 軽微な設計変更が生じた際には、建設工事設計変更要領に基づく決裁と受注者への通知について、監督員に周知・徹底するとともに、事務所内のチェック機能の強化を図りました。（志摩建設事務所） 2　今後の方針（取組予定等） ①～② 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果

3　財務の執行に関する意見

(2)　支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ　工事、物件等における入札中止状況

① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が 14 件あった。このうち、開札後に中止したものが 4 件あった。
（県土整備財務課、道路管理課、下水道課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所）

1　実施した取組内容

a　電子調達システムによる入札において、調達説明書の開札日時等の記載誤りにより入札を中止したことから、システムに登録されたファイルの確認を複数の職員で行うことを徹底し、再発防止に努めました。
（県土整備財務課）

b　積算誤りに起因する入札中止であったため、積算について遺漏のないよう、業務委託（測量・設計・地質調査）チェックリストを用いることとし、複数の職員でチェックする体制をとることで再発防止に努めました。
（道路管理課）

c　当該業務は、これまで類似業務がないため、見積徴収型の入札方式を採用しました。ところが、参考見積書の内容は予算の上限を上回るものであり、その原因は、仕様書の内容に不明瞭な点があったため、県が保有する過去の膨大なデータの取扱に対する考え方に、隔たりがあったためでした。そのため、仕様書の内容について課内の複数職員での検討、確認を十分に行いました。（下水道課）

d　総合評価方式による入札において、評価項目の 1 つである“災害協定の評価”にあたり誤りがあったため入札を中止したことから、審査・評価を行う職員を対象に今回の案件について情報共有を図りました。また評価方法等を定めた「技術資料作成上の留意事項」の理解の徹底を図り再発防止に努めました。
（桑名建設事務所）

e　入札中止 2 件中、1 件は工事の積算誤りによるもの、1 件は自家用電気工作物の保安管理業務委託での仕様に不備が発見されたことによるものです。

工事の積算誤りについては、公告後、積算内容の計上漏れが発覚したことによるもので、積算参考図書及び設計書の確認不十分が原因となったことから、設計担当者を対象に積算参考図書の事前確認についての勉強会を開催し、積算参考図書の事前確認及び設計書の決裁過程での確認を徹底するとともに、積算のダブルチェック等、従来から実施している作業の流れを確実に実施するよう改めて確認しました。

また仕様の誤りについては、関係法令改正に伴い仕様変更が必要であったことから発生したものであり、法改正等に対応した必要な条項を仕様に確実に盛り込めるよう、事前準備を適切に行うよう徹底しました。仕様の確認は必ず複数名で行い、見落としがないか確認しています。（鈴鹿建設事務所）

f　工事の 1 件は仕様書の誤り、物件 2 件中 1 件は調達説明書に記載した入札書提出締切日時・開札日時の誤り、1 件は入札金額内訳書に記載した案件名の誤りにより、開札前に入札を中止したことから、仕様書・調達説明書等の作成にあたっては、電子調達チェックリストを活用するとともに、複数の職員による決裁過程での確認を徹底し、再発防止に努めました。（志摩建設事務所）

g　印刷物の仕様書作成にあたっては、担当課による出納局の手引きに基づくチェックを徹底するとともに、総務課への合議を通じてダブルチェックを図ることにより再発防止に努めました。（伊賀建設事務所）

h　諸経費の計上誤りにより入札を中止したことから、物価資料の単価採用にあたっては諸経費対象かどうかの確認を必ず行うよう関係職員に周知するとともに、チェックリストの項目を追加して複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めました。（尾鷲建設事務所）

i　積算誤りにより入札を中止したことから、積算内容について複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めています。

電子入札システムの操作で指名通知の発行漏れにより入札を中止したことから、発行漏れの原因を関係職員に周知し、システムの使用方法について再確認するとともに、複数の職員によるシステム入力確認を徹底し、再発防止に努めています。（熊野建設事務所）

入札中止への対応として、入札中止事案の内容や原因、対応策などを県土整備部内で共有することで、再発防止に努めています。（技術管理課）

2　今後の方針（取組予定等）

a ～ i　同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名　県土整備部

監査の結果
３　財務の執行に関する意見 (2)　支出に関する事務 　支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ　その他の支出事務 ①　委託料の二重払いにより歳出戻入を行っていた。　（鈴鹿建設事務所）
講じた措置
１　実施した取組内容 担当者が１件の請求に対し支出負担行為整理兼支出命令を２回システム入力して、不用となる１件を取り消し忘れたことに加え、出納員が１件を支出審査確認していたにもかかわらず、未確定を再度確認した際残っていたもう１件を確定漏れであると勘違いして再度確定してしまったことが重なって起きた事象です。 以降、支出命令の二重入力がないようにすること、未確定データの確認の際は二重登録でないかを入念にチェックすることを徹底しました。 ２　今後の方針（取組予定等） 担当者と出納員間の声掛け等による状況確認とデータチェックを徹底して行います。

監査の結果

3　財務の執行に関する意見

(3)　財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア　公有財産の管理

① 公有財産の異動報告が遅延していた。（公共用地課）

② 道路管理瑕疵による事故が1件発生していた。（桑名建設事務所）

③ 道路管理瑕疵による事故が2件発生していた。（津建設事務所）

④ 道路管理瑕疵による事故が1件発生していた。（松阪建設事務所）

⑤ 道路管理瑕疵による事故が4件発生していた。（伊勢建設事務所）

⑥ 行政財産の貸付に係る管財課長への報告が行われていなかった。（志摩建設事務所）

⑦ 貸付を行っている行政財産について、公有財産使用許可（貸付）台帳に整理されていないものがあった。（志摩建設事務所）

⑧ 道路管理瑕疵による事故が1件発生していた。（伊賀建設事務所）

⑨ 公有財産の異動報告が遅延していた。（北勢流域下水道事務所）

講じた措置

1　実施した取組内容

① 公有財産に異動が発生した場合は速やかに報告することとなっていますが、報告が遅れていたのは複数の案件をまとめて報告するなどしていたことから、今後は、個々の案件ごとに異動があった際には速やかに報告するよう周知を徹底し、また、担当者及び副担当者において一連の事務の進捗状況をこまめに確認することで報告遅れが生じないよう再発防止に努めました。（公共用地課）

② 道路の横断側溝の蓋が破損しているところへ、車両が通過した事故であり、蓋の取替を行いました。

また、道路パトロール担当者に事故内容を周知するとともに、同様の箇所の点検を行い、他に問題となる箇所が無いことを確認しました。（桑名建設事務所）

③ 側溝蓋の破損と道路上への倒木が原因で発生した事故であり、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、破損した側溝蓋を交換しました。また、再発防止のために、パトロールにおいて点検強化を行いました。（津建設事務所）

④ 路面の亀裂により不安定状態だったアスファルト塊が跳ね上がったことが原因で発生した事案であり、事故後は直ちに事故現場の舗装復旧を行うとともに、また事故現場付近の点検をし、計画的な維持修繕に努めました。（松阪建設事務所）

⑤ 4件のうち3件は、落石、残りの1件は、トンネル内の天井からの剥離物が原因で発生した事案であることから、事故現場付近の点検を行い、道路パトロールを強化するとともに道路の計画的な維持修繕に努めました。（伊勢建設事務所）

⑥ 行政財産の目的外使用許可に係る報告は管財課長に行っていましたが、貸付許可に係る報告を失念していました。今後は貸付許可に係る報告も行うよう徹底しました。（志摩建設事務所）

⑦ 平成28年度以降作成されていなかった台帳を作成するとともに、今後は規則に基づき適正に事務を行うよう徹底しました。（志摩建設事務所）

⑧ 道路陥没により発生した事案であることから、道路パトロール担当者等に事故内容を周知し、日常のパトロールにおいて路面状況の点検を重点的に行うとともに、事故発生現場の路側修繕工事を実施しました。（伊賀建設事務所）

⑨ 公有財産の異動が発生する都度、速やかに公有財産台帳のシステム登録をしなければなりませんが、その手続きが遅延していたことから、手続きフローを作成し、速やかに登録事務が完了するよう、担当者間で台帳登録事務の進捗状況についてこまめに確認することで再発防止に努めました。（北勢流域下水道事務所）

2　今後の方針（取組予定等）

① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き、個々の案件ごとに異動の発生後速やかに報告するよう努めます。（公共用地課）

②～⑤、⑧ 同様の事案が発生しないよう、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持修繕に努めます。（桑名建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所）

⑥⑦ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。（志摩建設事務所）

⑨ 作成した手続きフローにより、速やかな報告に努めます。（北勢流域下水道事務所）

部局名　県土整備部

監査の結果
3　財務の執行に関する意見 (3)　財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ　物品の管理 ① 物品標示票が貼付されていない備品があった。（尾鷲建設事務所） ② 所在不明となっている備品があった。（北勢流域下水道事務所）
講じた措置
1　実施した取組内容 ① 物品標示票を作成し、剥がれていた物品に貼付しました。他の物品についても物品標示票の貼付状況の点検を行うとともに、屋外で使用する物品については上から透明シールを貼付するなど、物品標示票が剥がれ難いよう対策を行いました。 また、物品標示票が剥がれた場合の報告など物品の取扱いについて所内で周知を行い、再発防止に努めました。（尾鷲建設事務所） ② 既に廃棄処分を行っていた備品を、物品管理台帳から削除する処理を失念していたため、平成 29 年 6 月 12 日に物品管理台帳より削除を行いました。 また、所管している物品について、適正に管理するよう、職員に周知を行い、再発防止に努めました。（北勢流域下水道事務所） 2　今後の方針（取組予定等） ①～② 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名　県土整備部

監査の結果
３　財務の執行に関する意見 (3)　財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ　未利用地の状況 ①　一級河川久米川廃川敷の一部について、必要な事務手続きが行われていなかった。　（伊賀建設事務所）
講じた措置
１　実施した取組内容 一級河川久米川廃川敷地を必要な事務手続きがなされていないまま利用していることについて、相手方と今後の利用方針を整理するとともに必要な手続きを進めるよう協議を行い、平成 29 年 10 月 24 日付けで県有財産使用貸借契約を締結しました。 また、当該財産については、相手方との協議により、一部払下げ可能であることが確認できました。 ２　今後の方針（取組予定等） 当該財産の一部については、平成 30 年度に払下げを実施していきます。また、その他の部分についても、利用状況を確認のうえ、払下げを進めていく方針です。

監査の結果
3　財務の執行に関する意見 (3)　財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ　公共用地の未登記 ①　過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 4,774 筆、1,273,146.34 ㎡ある。 （桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所）
講じた措置
1　実施した取組内容 平成 28 年度に策定した過年度未登記土地の処理方針（平成 29 年 3 月 1 日施行）及び平成 29 年度以降の過年度未登記土地の処理に係る取組計画に基づき、「処理可能なもの」について優先的かつ積極的に未登記処理を行いました。 a　処理目標数及び取組成果 45 筆を年間処理目標に定め、専門団体である三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、処理に取り組んだところ 83 筆を処理しました。 b　毎月の処理状況の把握 月毎の進捗状況を把握し、進行管理を行いました。 c　未登記担当者会議 各建設事務所担当者を集め、年 3 回開催し、意見交換や情報共有を行いました。 2　今後の方針（取組予定等） 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、処理方針等に基づいて、処理可能な案件から優先的かつ積極的に未登記処理に取り組みます。 平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間で 450 筆と定められた取組計画の処理目標に基づき、毎年 45 筆の未登記処理を進めていきます。

監査の結果

3　財務の執行に関する意見

(4)　交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故（物損額：県 363,711 円）（桑名建設事務所）

② 物損事故（負担割合：示談中）
（物損額：示談中）（四日市建設事務所）

③ 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%）
（物損額：県 99,144 円、相手 158,553 円）（松阪建設事務所）

④ 物損事故（物損額：県 107,460 円）（伊賀建設事務所）

講じた措置

1　実施した取組内容

① 交通安全講習会への参加

出納局及び地域防災総合事務所・地域活性化局等が行う交通安全講習会に延べ 621 名の職員が参加し、安全運転意識の向上を図りました。

② 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加

交通マナーの向上と交通事故防止を目的として、運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」に 161 チーム 483 名の職員が参加し、交通安全意識の向上を図りました。

③ 過去の事故に関する傾向の分析及び注意喚起

県土整備部における過去 5 年間の交通事故の発生状況について、事故形態及び発生時間帯等から傾向の分析を行い、「県土整備部における交通事故の現状」として取りまとめ、職員間で情報共有を図りました。

④ メールマガジン「交通安全通信」の発信

県土整備部における事故の発生状況及び事故の発生防止策等に関する情報をメールマガジン「交通安全通信」として発信することにより、交通事故防止に関する注意喚起を行いました。

平成 29 年度における公用車の交通事故の発生件数は、次のとおりです。今後、より一層職員の安全運転意識の向上を図るなど、引き続き交通事故防止の取組を推進していく必要があります。

	28 年度	29 年度（平成 30 年 3 月 31 日現在）
自損事故	10 件（59%）	8 件（47%）
物損事故	7 件（41%）	7 件（41%）
人身事故	0 件（ 0%）	2 件（12%）
計	17 件	17 件

2　今後の方針（取組予定等）

引き続き、交通安全講習会及び「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加等並びに交通事故防止に関する注意喚起等の取組を進め、職員の安全運転意識の向上を図るなど、交通事故の発生防止に着実に取り組んでいきます。

部局名　県土整備部

監査の結果
３　財務の執行に関する意見 (5)　その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ①　金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。　（中勢流域下水道事務所）
講じた措置
１　実施した取組内容 パソコンを損傷し、ヘルプデスクへ持参しましたが、職員の認識不足により、金品亡失（損傷）報告扱いにはならないと判断していたため、金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延しました。 金品亡失（損傷）が発生した場合は速やかに報告するとともに、パソコンを使用する際は、キーボード上に物を置かない等、職員への周知徹底を図りました。 ２　今後の方針（取組予定等） 同様の事案が、再度発生しないよう、引き続き職員への周知徹底に努めます。

監査の結果

1　事業の執行に関する意見

（会計事務の支援）

(1)　出納事務の適正化については、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組んでいるが、契約や支出の事務等を中心に依然として軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。

このような状況を踏まえ、新たにｅラーニングを用いた出納局研修の映像配信や事務チェックリストの作成などの取組にも着手したところであり、引き続き、会計事務担当職員に対し、よりきめ細かい会計支援を行われたい。（会計支援課）

講じた措置

平成 29 年度

1　実施した取組内容

(1)　出納局では、会計事務にかかる不明な点や疑問点についての相談業務を行うとともに、会計事務に携わる職員を対象とした各種研修を実施しています。また、収入、支出、契約、物品管理等の会計事務についての検査を行っています。なお、本庁では部局毎の担当者を置いた会計支援課相談支援班により、地域では県内の 4 地域（四日市、津、伊勢、熊野）に設置した駐在により相談、検査に対応しています。

(2)　職員一人ひとりが適正・適切な会計事務を執行するために必要な知識・スキルを身に付けられるよう、初任者研修、実務研修、職場研修等体系付けて研修を行うとともに、平成 29 年度からは研修に参加できない会計事務職員の研修機会を確保するため、ｅラーニングを用いての映像研修を開始しました。

(3)　各所属が行う収入、支出、契約、物品管理等の会計事務についての検査を実施し、不適切な事務処理等に対して改善・是正を求める指導を行っています。また、各所属における不適切な事務処理等を未然に防止するため、「出納かわら版（出納局が毎月発行する会計事務に係るメールマガジン）」に出納局検査における指導事例を掲載するとともに、出納局検査及び定期監査の指導事項をまとめた事例集の充実、提供を行っています。

(4)　会計事務の誤った事務処理等のミスは、少人数職場ほど発生しやすい傾向にあるため、主に少人数職場において初めて会計事務に従事する職員をサポートするためのツールとして、「少人数職場におけるはじめての会計事務ハンドブック」を作成し、その活用を働きかけています。

2　取組の成果

(1)　相談業務について、平成 29 年度末の相談件数は、7,596 件と前年度末の 8,674 件から 1,078 件減少しました。

(2)　研修業務について、平成 29 年度末の受講者数は、集合研修等が 1,660 人と前年度末 1,752 人と比べて 5%減（92 人減）になっていますが、本年度開始したｅラーニング研修の視聴者を加えると、延べ 2,441 人（39%増）となっています。

(3)　検査業務について、平成 29 年度末の指導件数は、121 件と前年度末の 173 件から 52 件減少しました。

平成 30 年度以降（取組予定等）

会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、各所属の会計事務処理体制に応じたきめ細かい会計支援を行います。

(1)　事後検査については、年 2 回の抽出検査を基本とし、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問の重点化、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じたＯＪＴ研修等の職場研修の充実を図ります。

(2)　様々な研修を通して、会計事務に携わる職員等の法令遵守、公金意識の向上を図るとともに、指導事例による実践的な研修を行います。また、会計事務担当職員が、都合の良い時間にスキルアップできるように、ｅラーニングを活用した研修等の拡充を図ります。

(3)　「出納かわら版」により会計事務にかかる情報を時宜のニーズに応じた内容で発信し、会計事務職員の知識向上と不適切な事務処理の未然防止に努めていきます。

(4)　各種研修や出納局検査時に「少人数職場におけるはじめての会計事務ハンドブック」や「電子調達チェックリスト」等の事務チェックリストの活用を働きかけることにより、会計事務担当者のスキルアップに繋げ、誤った事務処理の発生防止を図ります。

監査の結果

1　事業の執行に関する意見

（物品の適正管理）

(2)　金品亡失（損傷）については、平成 28 年度の報告件数は 179 件で、前年度の 192 件から 13 件減少しているが、依然として職員の不注意による金品亡失（損傷）が発生している。

このため、引き続き、各所属に対し、金品亡失（損傷）の未然防止及び物品の適正な管理を行うよう指導されたい。（会計支援課）

講じた措置

平成 29 年度

1　実施した取組内容

(1)　平成 29 年 5 月 31 日に総務部長及び出納局長の連名で、知事部局の各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を、また、同日、教育長及び出納局長の連名で、教育委員会事務局内所属及び県立学校に対して「金品の適正な管理等について」の通知を行いました。

(2)　出納局が実施する事後検査時（年 2 回）に、金品亡失（損傷）の有無、所属内における未然防止策の確認を行うとともに、金品亡失（損傷）が発生した所属については、その亡失（損傷）時の状況を確認して、未然防止及び適正な管理を行うよう指導しました。

(3)　損害額 10 万円以上で過失の度合いの大きな案件に対して文書指導を行いました。（平成 29 年度：文書指導 13 件）

(4)　出納局が主催する各種研修において、近時の金品亡失（損傷）の状況、金品亡失（損傷）が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、過失の度合いによっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の徹底に努めました。

・出納局主催研修

新任出納員研修（4 月 6、7 日）、新任会計職員研修（4 月 11～13、17、20 日、5 月 8、9 日）、会計事務専門研修（7 月 5、11 日）等

(5)　金品亡失（損傷）の状況を把握するため 2 ヶ月毎に各部局から提出される報告書をとりまとめた結果を分析し、その状況を庁内メール（出納かわら版）により各所属にフィードバックするとともに、特に件数が多い交通事故及びパソコンの損傷については過去の発生状況や傾向等を「出納かわら版」に掲載し、注意喚起に努めました。

(6)　平成 29 年度からは、人事課と連携し、各所属単位で実施するコンプライアンス・ミーティングの題材を提供しました。

2　取組の成果

総務部長、教育長等との連名による通知や出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して意識啓発等を行った結果、平成 29 年度末における金品亡失（損傷）の報告件数は 170 件であり、前年度末の 179 件と比較して 9 件減少しています。

平成 30 年度以降（取組予定等）

平成 29 年度においても、依然として職員の不注意による金品亡失（損傷）が発生していることから、引き続き出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう指導を行っていきます。

特に、発生件数の多い公用車やパソコンの損傷については、「出納かわら版（出納局が毎月発行する会計事務に係るメールマガジン）」等を活用し、発生状況や傾向等の有用な情報を積極的に提供し注意喚起を行います。また、発生状況に応じて人事課や管財課、情報システム課等関係部署と連携し、発生防止に努めます。

部局名　企業庁

監査の結果

1　事業の執行に関する意見

（計画的な施設改良の推進）

(1)　取水施設、浄水場等の主要施設や水管橋については、大規模地震等により被災した場合、応急復旧に時間を要し、県民の暮らしや企業活動等に重大な影響を及ぼすことから、これまで優先的に耐震化を進めてきたところである。

今後は、人口減少による給水収益の減少や施設の更新需要の増大が見込まれ、東日本大震災後の耐震基準等による震災対策が求められることから、企業庁経営計画（平成29～38年度）や施設改良計画（29～38年度）に基づき、引き続き、浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化を計画的に実施されたい。

また、管路についても、水道事業においては、大規模地震により液状化が想定される地域に埋設されているなど、想定被害率の高いものから優先して耐震化工事を行うとともに、工業用水道事業においては、布設年度が古く耐震適合性のないものなど老朽化した管路の更新を着実に進められたい。

（水道事業課、工業用水道事業課）

講じた措置

平成29年度

1　実施した取組内容

平成29年3月に策定した企業庁経営計画（平成29～38年度）及び水道・工業用水道の施設改良計画（平成29～38年度）に基づき、主要施設や管路の耐震化等を計画的に推進しました。

（水道事業課、工業用水道事業課）

2　取組の成果

水道については、平成27年度から平成29年度にかけて全5浄水場の耐震詳細診断を実施しました。

また、管路は、今後10年間で約24ｋｍの耐震管への布設替えを計画しており、平成29年度は延長L=3,003ｍの工事を行いました。

工業用水道については、昨年度から実施している山村浄水場の耐震化工事を進めました。

また、管路は、老朽化対策として実施する管路更新にあわせて、今後10年間で約23ｋｍの耐震化を計画しており、平成29年度は延長L=176ｍの工事を行いました。（水道事業課、工業用水道事業課）

平成30年度以降（取組予定等）

企業庁経営計画及び水道・工業用水道の施設改良計画に基づき、主要施設や管路の耐震化等を計画的に推進していきます。

水道については、耐震詳細診断の結果に基づき、浄水場の耐震化を計画的に進めていきます。

また、管路は、想定被害率の高い管路を優先して耐震管への布設替えを実施します。

工業用水道については、山村浄水場の耐震化工事を引き続き実施します。

また、管路は、老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線の更新にあわせて耐震管への布設替えを実施します。（水道事業課、工業用水道事業課）

部局名　企業庁

監査の結果

１　事業の執行に関する意見

（ＲＤＦ焼却・発電事業の安定的な経営）

(2)　平成 28 年度の電気事業会計決算は、ＲＤＦの処理に係る収益の増加や委託料の減少などにより、黒字となっている。

しかし、企業庁経営計画（平成 29～38 年度（ＲＤＦ焼却・発電事業は 32 年度まで））では、平成 29 年度以降、売電単価の低下に伴う電力収入の減少や維持管理費用の大幅な増加などにより、多額の純損失が見込まれていることから、安全性を確保しつつ、円滑な事業終了に向けて安定的な経営に努められたい。（電気事業課）

講じた措置

平成 29 年度

１　実施した取組内容

・　ボイラの排ガス分析等、周辺地域の環境測定を適宜実施するとともに、設備の定期点検（各ボイラ 年３回）及び法に基づくボイラ定期事業者検査を行い、安全・安定的な発電に努めました。

・　「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」に基づき、ＲＤＦの品質管理を行いました。また、ＲＤＦの受入時には受入検査を行うなど、環境生活部と連携しながら品質管理を徹底しました。

・　発電所の安全運転の確保および環境保全に資するため、学識経験者、地域住民、市町関係職員、消防職員、県関係職員で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」及び、専門的、技術的知見からの検討を行うため学識経験者等で構成する「同技術部会」を開催し、運転状況を報告するとともに、発電所の運営等についてご意見をいただき、安全・安定運転に反映しました。（電気事業課）

２　取組の成果

・　三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転を行いました。

ただし、ボイラ内の蒸気管からの漏水により計画外停止が発生したことから、ＲＤＦの外部処理委託量※が 735ｔとなりました。

・　平成 29 年度の供給電力量は 50,094MWｈとなりました。

※ＲＤＦの外部処理委託量：県内で製造されたＲＤＦを発電所で焼却せず、外部処理した量（ただし、タービン定期事業者検査に起因する外部処理量を除く。）（電気事業課）

平成 30 年度以降（取組予定等）

企業庁経営計画（平成 29～38 年度（ＲＤＦ焼却・発電事業は 32 年度まで））のもと、ＲＤＦ焼却・発電事業の継続期間内において三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転を確実に行うとともに、内部留保資金を活用するなどして安定的な経営に努めていきます。

また、関係市町における一般廃棄物の処理が滞ることがないように、円滑な事業終了に向けて関係部局と連携して、関係市町と十分に協議を行っていきます。（電気事業課）

監査の結果

２　財務の執行に関する意見

(1)　収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア　収入未済

①　収入未済額が平成 28 年度末現在 1,187,747 円あり、前年度と比べて 5,993 円増加していた。

（北勢水道事務所）

②　債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。（工業用水道事業課）

講じた措置

１　実施した取組内容

ア　収入未済

①　平成 28 年度末現在の収入未済額 1,187,747 円は、工業用水道ユーザー2 社分の工業用水道料金です。

1 社分 551,447 円については、回収に向けた取組を進めていましたが、平成 29 年 5 月 23 日に代理人弁護士より自己破産申立手続準備の通知があり、同年 12 月 14 日には裁判所より破産手続開始の通知がありました。

1 社分 636,300 円については、債権管理条例第 11 条第 1 項に基づき徴収停止措置を採っています。

（北勢水道事務所）

②　債権処理計画の目標額に計上し、回収できなかった債権 636,300 円については、債務者に差し押さえる財産がない等の事情が継続して認められたことから、平成 26 年 7 月 3 日付けで債権管理条例第 11 条第 1 項に基づき徴収停止措置を採っています。

平成 29 年度において、徴収停止措置から 3 年を経過したことにより、債権管理条例第 14 条に基づく債権放棄の要件に該当することから、三重県債権管理マニュアルに基づき、債権放棄に向けた所在確認及び財産調査を開始したところ、新たな取引先金融機関の存在が判明する等、財産調査を再確認する等の必要が生じました。（工業用水道事業課）

２　今後の方針（取組予定等）

ア　収入未済

①　1 社分 551,447 円については、平成 30 年 4 月に開催予定の破産手続等に関する意見聴取会に出席して情報収集を行う等、三重県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行います。

1 社分 636,300 円については、三重県債権管理マニュアルに基づき、改めて財産調査等を行い、その調査結果に応じて適切な債権管理を行います。（北勢水道事務所）

②　回収できなかった債権 636,300 円については、財産調査を再確認する等の必要が生じたことから、当面、債権放棄は見合わせることとし、三重県債権管理マニュアルに基づき、改めて財産調査等を行い、その調査結果に応じて適切な債権管理を行います。（工業用水道事業課）

部局名　企業庁

監査の結果
2　財務の執行に関する意見 (2)　支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア　公共工事 ①【導水ポンプ所電気設備改良工事】 ・総合評価方式技術提案等履行確認書に総括監督員の署名がなかった。（南勢水道事務所） ②【三重ごみ固形燃料発電所脱塩洗灰処理施設 電気設備修理工事】 ・施工体制点検結果について、本庁主管課への報告が行われていなかった。（三重ごみ固形燃料発電所） イ　工事、物件等における入札中止状況 ①　事務処理誤りにより入札を中止した事案が4件あった。 （水道事業課、中勢水道事務所、南勢水道事務所、三重ごみ固形燃料発電所）
講じた措置
1　実施した取組内容 ア　公共工事 ①　総合評価方式技術提案等履行確認書の署名欄を見落としたもので、工事完成検査時には複数の書類に複数の立場の者が署名する必要があることから、検査事項確認の都度、その場で全員が署名し、お互いに確認することにより見落としの防止を図りました。（南勢水道事務所） ②　施工体制点検マニュアルに基づく点検は実施していましたが、翌年度初めに作成する報告書への記載が漏れていたものです。報告書作成時に各工事担当者へ個別に確認することにより報告漏れの防止を図りました。（三重ごみ固形燃料発電所） イ　工事、物件等における入札中止状況 ①-1　仕様書誤りに気づき入札を中止したもので、公告前に複数の担当者で確認することにより、チェック体制の強化を図りました。（水道事業課） ①-2　積算誤りに気づき入札を中止したもので、公告前に複数の担当者で確認することにより、チェック体制の強化を図りました。（中勢水道事務所） ①-3　必要な書類の添付漏れがあったため入札を中止したもので、公告前に複数の担当者で確認することにより、チェック体制の強化を図りました。（南勢水道事務所） ①-4　公告時の書類に特定の業者名が入った不適切なメモが残っていたため入札を中止したもので、チェックリストを作成し複数の担当者で確認することにより、チェック体制の強化を図りました。 （三重ごみ固形燃料発電所） 2　今後の方針（取組予定等） ア　公共工事 ①②　引き続き、適正な事務処理に努めます。（南勢水道事務所、三重ごみ固形燃料発電所） イ　工事、物件等における入札中止状況 ①　引き続き、適正な入札事務に努めます。 （水道事業課、中勢水道事務所、南勢水道事務所、三重ごみ固形燃料発電所）

部局名　企業庁

監査の結果
2　財務の執行に関する意見 (3)　財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 なお、未利用資産を保有しているので、売却や有効活用を積極的に進めていくため、利活用に係る方針等の作成を検討されたい。 ア　公共用地の未登記 ①　過年度に取得した公共用地の未登記が未だ1筆、13.20㎡ある。　（北勢水道事務所）
講じた措置
1　実施した取組内容 (3)　財産管理等の状況 未利用資産については件数も少ないことから、従前より個別に利活用についての処理方針等を定め検討してきたところですが、利活用に係る取組を明文化することとし、方針を作成しました。　（財務管理課） ア　公共用地の未登記 ①　複雑な相続問題が関係しており、隣接地で同様の未登記となっている市と情報共有を行いました。 （北勢水道事務所） 2　今後の方針（取組予定等） (3)　財産管理等の状況 未利用資産の利活用に係る方針に基づき、引き続き有効活用を進めます。　（財務管理課） ア　公共用地の未登記 ①　引き続き、所有権移転登記ができるよう取り組んでいきます。　（北勢水道事務所）

監査の結果

1　事業の執行に関する意見

（病院事業の健全な経営と新たな中期経営計画の推進）

(1)　平成28 年度病院事業会計の経常収支及び総収支は、いずれも約1 億1,177 万円の黒字となっており、27 年度決算に比べてそれぞれ約3,958 万円、約3,683 万円増加している。しかし、医業収支は赤字であり、また、当年度未処理欠損金（累積欠損金）は、前年度に比べ改善したが、約92 億円と多額であることから、引き続き、経営の健全化に努められたい。

また、三重県地域医療構想等を踏まえた、新たな中期経営計画（平成29～32 年度）が策定されたので、各病院はそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、計画を着実に推進されたい。

このため、こころの医療センターでは、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、精神科医療の中核病院としての役割を担うとともに、地域生活支援施設の運用等による外来患者に対する支援を図るなど、多様な医療ニーズに応じたサービスの提供に努められたい。

一志病院では、過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、幅広い臨床能力を有する総合診療医（家庭医）の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、地域の予防医療や在宅療養支援に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。

志摩病院では、指定管理者と十分な連携を図り、常勤医師の配置や更なる救急受入態勢の拡充など診療機能の充実強化に取り組むとともに、回復期機能も有する地域の中核病院としての役割を果たすよう努められたい。

（県立病院課）

講じた措置

平成29 年度

1　実施した取組内容

現在の医療の方向性として、入院診療から地域での関係機関等の連携による包括的な支援へと転換が進められており、平均在院日数の短縮による入院患者数の減少など病院運営を取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、新規患者や他院からの紹介患者が増加するよう病診連携の一層の推進を図るとともに、患者の症状に応じた適切な病床管理による診療単価の向上など収益の確保に努め、経営の健全化に取り組みました。

また、「三重県病院事業　中期経営計画（平成29～32 年度）」の取組を進めるにあたっては、病院長もしくは運営調整部長を構成員とする毎月の会議などにより、随時、成果目標に対する達成状況や課題を的確に把握し、課題への対応方策等について、随時、協議・調整を行いました。

こころの医療センターでは、入院時から退院を視野に入れた多職種による支援を行いながら早期の退院を図るとともに、デイケアプログラムや訪問看護の充実など地域生活支援に向けた取組を積極的に進め、入院から退院、在宅まで切れ目のない治療を提供しました。また、一志病院では、三重大学と密接に連携を図りながら積極的に研修医や医学生を受け入れ、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、健康教室や糖尿病教室の開催等を通じた当該地域住民の予防医療に対する意識の向上や住民健診等の提供、また、通院が困難な患者に対する訪問診療、訪問看護等の在宅療養支援に取り組みました。志摩病院では、定期的に指定管理者と病院運営に関する具体的な協議を行い、運営状況の詳細を把握するとともに、指定管理者に医師配置の充実を要請しながら、病院事業庁としても三重大学への派遣要請を行うなど、指定管理者と十分な連携を図り、地域の中核病院としての役割を果たせるよう、診療機能の充実強化に取り組みました。

2　取組の成果

平成29 年度における各病院の取組について、こころの医療センターでは、多職種による支援を行いながら早期の退院を図ったことにより、入院後3ヶ月未満の退院率が昨年度より向上するとともに、デイケアのプログラムの充実を図ることにより、デイケア等延べ患者数が昨年度より増加（H28:12,858 人→H29:14,446 人）し、地域生活支援のより一層の充実を図ることができました。

一志病院では、総合診療医の育成拠点施設として、初期研修医や医学生を延べ630 人受け入れるとともに、看護実習生等を延べ348 人受け入れるなど、地域医療を担う人材の育成に積極的に取り組みました。また、訪問診療・訪問看護等の在宅療養支援や、住民健診・人間ドック・がん検診などの予防医療を積極的に推進し、地域に最適な医療サービスを安定的に提供することができました。

志摩病院では、平成29 年11 月から地域医療支援病院の承認を受け、地域の開業医との連携強化を図るなど、地域の中核病院としての役割を果たすよう努めているところであり、これまでの診療機能の段階的な回復により、平成29 年度の一日平均入院患者数（一般）は、昨年度より増加しています（H28:131.6 人/日→H29:138.8 人/日）。

このように県立病院として求められる医療を着実に進めることにより、概ね目標に沿った病院運営を実施することができました。

なお、平成29 年度決算については、こころの医療センターは入院患者数の減等により経常赤字となる見込みですが、一志病院は前年度に引き続き経常黒字を確保できる見込みです。

平成30 年度以降（取組予定等）

平成30 年度以降の病院運営は、引き続き中期経営計画に基づき、それぞれの県立病院が県民の皆さんの求める医療を着実に推進するとともに、成果目標の達成に向け取り組んでいきます。

また、経営の改善に向けて、引き続き収益確保、費用削減に取り組んでいきます。

監査の結果

２ 財務の執行に関する意見

(1)　収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア　収入未済

①　収入未済額が平成 28 年度末現在 76,829,798 円あった。

（県立病院課、こころの医療センター、一志病院）

②　督促状で指定する納期限を、発付日から 10 日を経過した日にしていないものがあった。　（一志病院）

イ　収入事務

①　現金で受け入れた情報公開文書複写料の調定日に誤りがあった。　（県立病院課）

講じた措置

１　実施した取組内容

ア　収入未済

①　過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止対策と回収対策の両面から対策を進めました。

(1)　発生防止対策

入院病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払に関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応（面談、公費負担制度の説明及び申請のサポート、早期支払の働きかけ等）を行うよう努めました。

(2)　回収対策

「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づき、文書、電話及び臨戸訪問等による督促・催告を継続的に行い、債権回収に努めました。

また、回収困難な債権への対策として、従来から弁護士への回収業務委託を行っていましたが、本年度から新たな委託先に変更したことに合わせて、より積極的に弁護士からの働きかけを活用し早期回収につなげられるよう、委託債権の選定基準を見直しました。

さらに、悪質と判断した債務者に対しては法的措置（支払督促）及び強制執行を実施しました。

これらの取組により、平成 28 年度末における収入未済額 76,829,798 円について、平成 30 年 3 月末までに 7,707,749 円を回収しました。

②　督促状で指定する納期限を、発付日から 10 日を経過した日にするよう、職員への周知を徹底しました。

イ　収入事務

①　銀行の窓口営業時間外に現金で収入を受け入れた場合の調定において、調定日を銀行へ入金した日ではなく収入を受け入れた日とするよう、職員への周知を徹底しました。

２　今後の方針（取組予定等）

ア　収入未済

①　今後も未収金の発生を可能な限り抑制していくとともに、「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づいた対応を継続し、県立病院課と各病院で定期的に情報共有を図りながら必要な対策を実施することにより債権回収に努めていきます。

②　督促状で指定する納期限を、発付日から 10 日を経過した日にするよう、徹底していきます。

イ　収入事務

①　銀行の窓口営業時間外に現金で収入を受け入れた場合の調定について、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

２ 財務の執行に関する意見

(2)　支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア　業務委託

①　【昇降機設備保守点検業務委託】

・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。

（一志病院）

イ　工事、物件等における入札中止状況

①　事務処理誤りにより入札を中止した事案が１件あった。　（こころの医療センター）

ウ　その他の支出事務

①　口座への支払い額の振込みを行うに当たり、同一の支払い分に対して２回の振込みを行っていた。

（こころの医療センター）

講じた措置

１　実施した取組内容

ア　業務委託

①　契約関係書類において、暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務を記入するよう職員に周知徹底するとともに、記入されているかを複数の職員で確認しました。

イ　工事、物件等における入札中止状況

①　仕様の確認、添付書類、システム操作を複数でチェックするなどの体制強化を図りました。

ウ　その他の支出事務

①　ミス判明後、速やかに対象事業者等へ連絡、謝罪し、返納手続きを行いました。

また、事案発生後、インターネットバンキング（出納取扱金融機関が実施しているインターネットを通して振込み等が行えるサービス）による処理を確認するため、新たに、確定済みの処理を表示する画面を印刷し、複数職員による確認を行うなど、確認作業の徹底を図りました。

２　今後の方針（取組予定等）

ア　業務委託

①　今後も、契約関係書類において、暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務を記入するよう職員に周知徹底していくとともに、記入されているかを複数の職員で確認していきます。

イ　工事、物件等における入札中止状況

①　今後も、契約や支出に関する諸規定に留意し、職員相互による確実な確認作業を徹底すること等により、適正な事務処理に努めていきます。

ウ　その他の支出事務

①　今後も、契約や支出に関する諸規定に留意し、職員相互による確実な確認作業を徹底すること等により、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果
２ 財務の執行に関する意見 (3)　交通事故 　職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ①　人身事故 （負担割合：県 100%、相手 0%） （物損額：県 269,330 円、相手 437,400 円） （治療費等：県 0 円、相手 1,455,961 円）　（こころの医療センター）
講じた措置
１　実施した取組内容 　院内の各部門長が集まる会議等において、交通事故の防止にかかる啓発を図るとともに、各部門の職員への周知を徹底し、職員の安全意識の向上を図りました。 ２　今後の方針（取組予定等） 　引き続き、院内の各部門長が集まる会議など様々な機会を通して、交通事故の未然防止、意識向上の啓発を行っていきます。

部局名　議会事務局

監査の結果
1　事業の執行に関する意見 （政務活動費の適正な執行） (1)　平成 28 年度分の政務活動費について、政務活動費の交付に関する条例、同条例施行規程、政務活動費ガイドラインに基づき適切に執行されているかどうかについて確認したところ、自動車の使用に係る旅費の計上誤りにより返還を要する事案のほか、収支報告書に添付された書類に不十分なものがあった。 　このため、議会事務局においては、政務活動費の一層適正な執行の確認に努められたい。　（総務課）
講じた措置
平成 29 年度 1　実施した取組内容 　指摘された旅費の計上誤りにより返還を要する事案及び収支報告書に添付された書類に不十分なものがあった件については、内容の確認を行い、旅費については修正届に基づき必要な金額の返還を受け、収支報告書の添付書類については修正された資料の提出を受けました。 2　取組の成果 　旅費の計上方法及び収支報告書に添付すべき証拠書類について、改めて確認し修正を行ったことで、政務活動費の適切な執行が図られました。
平成 30 年度以降（取組予定等） 　政務活動費にかかる収支報告書及び添付書類等について、提出前の再確認の徹底を会派や議員に周知するとともに、議会事務局が行う確認作業において一層のチェック体制の強化を図っていきます。

部局名　議会事務局

監査の結果
２　財務の執行に関する意見 (1)　支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア　業務委託 ①【平成 28 年度議会電波広報（番組制作、電波購入、放送等委託）事業委託】 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。 ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がなされていなかった。　（企画法務課）
講じた措置
１　実施した取組内容 委託者・受託者双方で契約書を見直し、必要な書類について再点検を行いました。 ２　今後の方針（取組予定等） 必要書類の再点検を行ったことにより、今年度の契約については、必要書類は全て提出を受けました。 今後も、契約書に記載の提出書類について十分な確認を行い、適切な事務処理に努めます。

監査の結果

1　事業の執行に関する意見

（県立学校施設における非構造部材の耐震対策の推進）

(1)　県立学校施設における非構造部材について、現在、耐震対策を進めており、このうち、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成31年度までに対策を完了することとしているが、28年度末時点で82棟（63.6%）が対策未完了となっていることから、引き続き、非構造部材の耐震対策について、計画的に推進されたい。

また、地震発生時に吊り天井や照明器具等が落下する危険性を残したまま施設を使用せざるを得ない状況にあることから、生徒、教職員等への周知や注意喚起、発災時の対応方法等について、施設の利用状況や危険度等に応じた対策を講じるとともに、県教育委員会としてそれらの状況を把握し、学校に対して適切に指導・助言されたい。（教育総務課、学校経理・施設課）

講じた措置

平成29年度

1　実施した取組内容

（非構造部材の耐震対策の計画的推進）

県立学校の非構造部材の耐震対策については、平成24年度に行った点検結果及び平成26年度に行った屋内運動場等の天井等落下防止のための点検結果に基づく耐震対策を計画的に進めています。（学校経理・施設課）

（未対策施設における注意喚起や発災時の対応方法等の指導・助言）

学校における防災教育及び防災対策の充実を図るため、各県立学校に「学校における防災の手引（平成28年1月）」を作成・配付し、非構造部材の点検や地震発生時には「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所への避難指示等による、児童生徒の安全・安心の確保を依頼してきました。

また、防災ノートについては、学校の中で危険なこと及びその回避方法を学習する項目～「学校で大地震が起こったら」に、天井材や照明器具などが落下した写真を掲載して作成し、毎年度新入生に配付するとともに、活用について学校に依頼してきました。（教育総務課）

屋内運動場等の天井落下防止対策が今後予定されている学校における職員、生徒等への周知や注意喚起の状況、発災時の対応等について把握し、その結果をふまえて、耐震対策が完了するまでの間における安全対策について助言を行いました。（教育総務課、学校経理・施設課）

2　取組の成果

（非構造部材の耐震化の計画的推進）

屋内運動場等の天井等落下防止対策について、平成29年度は改修工事を10校17棟、実施設計を17校32棟実施しました。（学校経理・施設課）

（未対策施設における注意喚起や発災時の対応方法等の指導・助言）

耐震対策が完了していない屋内運動場等について、防災訓練や掲示などを通じて職員・生徒等への注意喚起が行われるとともに、発災時の適切な対応について防災マニュアルに記載がなされるなど、発災時の適切な行動を促す取組が進みました。（教育総務課、学校経理・施設課）

平成30年度以降（取組予定等）

（非構造部材の耐震化の計画的推進）

県立学校の非構造部材の耐震対策を計画的に進めていきます。特に、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成31年度までに対策を完了するよう取組を進めます。（学校経理・施設課）

（未対策施設における注意喚起や発災時の対応方法等の指導助言）

耐震対策が完了するまでの間における安全対策が講じられるよう、継続的に助言を行います。

（教育総務課、学校経理・施設課）

監査の結果

1　事業の執行に関する意見

（服務規律の徹底）

(2)　平成 28 年度の懲戒処分については、前年度の 8 人から 3 人減少し 5 人の教職員が、診断書の偽造による休暇の不正取得やわいせつ行為等により処分されており、そのうち 3 人が免職処分となっている。

これらの事案は、公教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。（教職員課）

講じた措置

平成 29 年度

1　実施した取組内容

①　教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し（7 月、11 月）、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。なお、本年度は、衆議院議員選挙における教職員の服務規律の確保についても通知しました。（10 月）

②　懲戒処分を行った際に、県立学校長、市町等教育委員会及び事務局所属長にその概要を示し、所属長は、法令遵守、服務規律の確保を徹底し、職員の意識を引き締め、自らの行動が公務への信頼に与える影響を自覚するよう強く指導するとともに、信頼回復に向けてなお一層努力するよう通知しています。なお、本年度は、知事部局において、失職又は懲戒処分に至った事案が続けて発生したことから、職員の綱紀粛正について、事務局所属長に通知しました。（10 月）

③　近年の懲戒処分の状況や社会情勢の変化等をふまえ、三重県教育委員会の「懲戒処分の指針」を一部改正しました。改正内容について、県立学校長、市町等教育委員会及び事務局所属長に通知するとともに、改めて服務規律の確保等、教職員の指導監督を徹底するよう依頼しました。（11 月）

④　県立学校については、管理職を中心に学校の実情に応じたコンプライアンス・ミーティングを実施するよう依頼しました。（4 月）

⑤　県立学校長会議（7 月、12 月）や市町等教育長会議（4 月、7 月）等において、事例をもとに、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。

⑥　初任者研修（4 月）、常勤講師研修会（6 月）、教職 6 年次研修（5 月）、教職経験 11 年次研修（8 月、10 月）の各研修において、服務規律の確保について講義をしました。また、初任の管理職（校長、准校長及び教頭）を対象とした研修会（5 月）において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行いました。

⑦　県教育委員会事務局の新任者研修（4 月）において、服務規律の確保について講義を行いました。

2　取組の成果

①　通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。

②　初任者研修等において、県教育委員会事務局職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。

③　一定の教職経験者（6 年次、11 年次）の研修において、規律違反の具体的事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。

④　初任の管理職を対象とした研修会において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行うことにより、各学校での法令遵守を基礎とした体制づくりにつながっていると考えています。

平成 30 年度以降（取組予定等）

①　文書等による各学校への通知や県立学校長会議や市町等教育長会議、各種研修会等において具体的事例を捉えて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底するとともに、コンプライアンス・ミーティングの開催を働きかけるなど、規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。

②　体罰については、引き続き実態を的確に把握し、事案の発生防止に努めます。

③　飲酒運転の根絶に向け、年末、年度当初に改めて注意喚起を行い、再発防止に努めます。

監査の結果

1　事業の執行に関する意見

（学力の向上）

(3)　平成29年度における本県の「全国学力・学習状況調査」の結果は、小中学校合わせた8教科中7教科で全国平均正答率を下回った一方、無解答率で改善傾向が見られるとともに、自尊感情に関わる質問項目で肯定的に回答している児童生徒の割合が増加している。

平成28年度からは、県内3か所に教育支援事務所を新設するなど、小規模市町教育委員会の学力向上の取組への支援を強化したところであり、引き続き、当該調査結果で得られた課題等を分析・整理したうえで、市町等教育委員会と連携し、学校の状況に応じたきめ細かな支援により授業力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、生活習慣の改善や学習習慣の定着を進めることなどにより、学力の向上に取り組まれたい。　（小中学校教育課、学力向上推進プロジェクトチーム）

講じた措置

平成29年度

1　実施した取組内容

①授業改善に向けた取組

・学校訪問における校長との懇談等を通して、授業者が意欲的に取り組むことができるよう、「校長の授業の見回り」の効果的な実施に取り組みました。

・国の調査官を招へいし、子どもたちの実態に応じた習熟度別やＴＴ（ティーム・ティーチング）など、効果的な少人数指導についての授業公開を伴う実践的な研修会を実施しました。

②各学校の課題に応じた学-Ｖｉｖａ!!セットとワークシートの活用

・本県の課題に対応したワークシート集「三重の学-Ｖｉｖａ!!（まなびば）セット」やワークシートを県内小中学校に提供し、各学校における計画的な活用を促進しました。

③みえスタディ・チェックの活用による検証と改善

・設問ごとに対応したワークシートを支援ネットで提供し、それを活用した、子どもたちのつまずきに応じた課題の克服の取組を促進しました。

④経年的な課題を克服するための取組

・子どもたちに見られる経年的な課題として、国語では「引用したり要約したりして書くこと」「根拠に基づいて自分の考えを書くこと」、算数・数学では「割合」「図形」につまずきがあります。子どもたちがこれらのつまずきを克服できるよう、学習内容における各学年の系統性や子どものつまずきに対応した指導のポイントを示した資料を配付しました。

⑤家庭学習の支援（宿題用学-Ｖｉｖａ!!セットの配付）

・子どもたちの家庭学習の時間が短いという課題を踏まえ、家庭学習に自主的に取り組めるよう、ワークシート（宿題用学-Ｖｉｖａ!!セット）を全小中学校に配付しました。

⑥家庭・地域への情報発信

・みえの学力向上県民運動として、チラシの配布を通じて家庭・地域への周知・啓発を行いました。

2　取組の成果

①経年的に課題を抱える小学校を中心に継続的な学校訪問を行い授業改善の具体的な支援や組織的な取組等の支援を行いました。（訪問学校数253校）

県内9カ所で国の調査官を招へいした研修会（小国、小算、小理、小英、中国、中数、中英　参加者のべ1,000人）を開催し、効果的な少人数指導および子どものつまずきに応じた授業改善を促進しました。

②「三重の学-Ｖｉｖａ!!（まなびば）セット」を年3回、新規作成ワークシートを年3回提供し、授業や家庭学習での年間を通した計画的な活用を促進しました。

③みえスタディ・チェックの結果を支援ネットを通して、リアルタイムに配信するとともに、設問ごとの結果分析及び授業改善例、子どもたちのつまずきに対応したワークシートを提供し、子どもたちのつまずきに対応した授業改善を促進しました。

④「平成29年度全国学力・学習状況調査分析報告書」において、経年的な課題に対する指導のポイントを示し各小中学校に配付し、各学校での系統的な学習の積み上げを促進しました。

⑤自分の力で解けるヒントを掲載したワークシート集「宿題用三重の学-Ｖｉｖａ!!（まなびば）セット」を11月に小中学校に配付し、家庭学習等での活用を促進しました。

⑥わくわくフェスタ（11/23）への参加や、店舗へのチラシ配付を行いました。

平成30年度以降（取組予定等）

・県ＰＴＡ連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシートを県内一斉に実施し、改善を図るとともに家庭地域と一体となった取組を進めます。

・実践推進校を中心にこれまでの取組の成果を踏まえて、より効果的な少人数指導の実践的な研究及び検証を進め、その取組の成果を県内小中学校に普及します。

・小学校1年生から各学年の学習内容を子どもたちが確実に習得できるよう、教員一人ひとりが指導のポイントを押さえた授業を展開するための「育成カリキュラム」を作成し、小学校全教員及び中学校に配付します。

・低学年から数学的思考力の育成につなげることができるよう、民間企業と連携し、数学的思考力を育成するＷＥＢ教材の研究・開発を行います。

監査の結果

1　事業の執行に関する意見
（県が発行する印刷物の状況）
(4) 県が発行する印刷物について監査した結果は、次のとおりであった。
①【教育公報】
・予備として保存している在庫約 4 千部が毎年廃棄処分となっているとともに、ホームページにおいて電子データを提供していることから、配付計画、作成部数等の見直しについて検討されたい。　（教育総務課）
②【平成 30 年度三重県公立学校教員採用選考試験案内】
・大学生に対する説明会を平成 28 年 10 月から開始していたが、印刷物の配布時期が 29 年 3 月であったため、印刷物配布の効果が最大となるよう、作成・配布時期の見直しについて検討されたい。　（教職員課）
③【パーソナルカルテ（支援情報引継ぎファイル）】
・印刷の発注にあたり、仕様書を作成していなかったため、今後、適切な事務処理に努められたい。
（特別支援教育課）
④【「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」広報啓発資料】
・生徒自身が主体的に課題解決に取り組んだ状況や成果を周知し、他の学校での同様の取組を促進することを目的としているが、紙媒体での配布のみであったため、ホームページへの掲載等、多様な広報手段について検討されたい。　（生徒指導課）
⑤【「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」レシピ集】
・レシピ集にコンクール受賞作品の写真を掲載していたが、画質が悪く、作品のすばらしさが十分に伝わらないため、画像の品質向上について検討されたい。　（保健体育課）

講じた措置

平成 29 年度
1　実施した取組内容
①【教育公報】
紙ベースでの配付部数等の見直しを検討し、平成 30 年度以降については、県公報と同様、紙ベースでの配付部数を最小限にすることとして関係する規程の整備を行うとともに、平成 30 年度当初予算に反映させました。
（教育総務課）
②【平成 30 年度三重県公立学校　教員採用選考試験案内】
大学生に対する説明会の時期、資料について工夫に努めるとともに、募集・採用の広報にかかる民間の状況も十分留意し、適切な時期の作成、利用に努めました。　（教職員課）
③【パーソナルカルテ（支援情報引継ぎファイル）】
本事案発生以降の印刷物の発注については、定められた様式で仕様書を作成することを職員に周知徹底するとともに、複数職員で確認を行いました。　（特別支援教育課）
④【「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」広報啓発資料】
本年度、当該事業で実施した高校生意見交流会において、高校生がとりまとめた「行動宣言」等については、各県立学校に報告するなどして周知を図りました。また、国からの委託事業で作成している、いじめ防止のための教材にも掲載し、30 年 4 月にホームページで公開することとしています。　（生徒指導課）
⑤【「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」レシピ集】
印刷用紙を、再生ＰＰＣ用紙から上質紙（厚口）に変更しました。　（保健体育課）

2　取組の成果
①【教育公報】
平成 30 年度以降の発行方法については、紙ベースでの配付を最小限（約 20 部）として、公表方法をホームページへの掲載を主とすることとし、経費の削減も図ることとしました。　（教育総務課）
②【平成 30 年度三重県公立学校教員採用選考試験案内】
より多くの学生が本リーフレットを目にすることで、三重県の教員採用に対して関心を持つと考えています。
（教職員課）
③【パーソナルカルテ（支援情報引継ぎファイル）】
本事案発生以降の印刷物の発注については定められた様式による仕様書を作成しており、同様の事案は発生していません。　（特別支援教育課）
④【「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」広報啓発資料】
高校生意見交流会では積極的で有意義な討論が行われ、当日、参加の高校生がとりまとめた「行動宣言」等は、各県立学校に報告するなどして高い評価を得ています。また、参加の高校生からは、本県が制定に向けて取り組んでいる「三重県いじめ防止条例」への意見も募集し、それらの意見も踏まえて取り組んでいます。
（生徒指導課）
⑤【「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」レシピ集】
画像の品質が向上し、作品のすばらしさが十分に伝わるレシピ集となりました。　（保健体育課）

平成30年度以降（取組予定等）

①【教育公報】

紙ベースでの配付を最小限（約20部）とし、公表方法をホームページへの掲載を主とすることとします。

（教育総務課）

②【平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験案内】

大学生に対する説明会の時期、資料について引き続き工夫に努めるとともに、毎年の募集・採用の広報にかかる民間の状況も十分留意し、今後も適切な時期の作成、利用に努めます。（教職員課）

③【パーソナルカルテ（支援情報引継ぎファイル）】

引き続き、印刷物の発注については、定められた様式による仕様書の作成、複数職員での確認を徹底し、再発防止に努めます。（特別支援教育課）

④【「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」広報啓発資料】

平成30年度には、小中学校で推進校を指定し、ソーシャルスキル・トレーニングを通じた、児童生徒の社会性を育成する取組を予定しており、多様な広報手段により、一層効果的な啓発が図れるよう検討していきます。

（生徒指導課）

⑤【「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」レシピ集】

本年度と同様に、印刷用紙には上質紙（厚口）を使用する予定です。（保健体育課）

監査の結果

２ 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

(1) 公立学校教員採用選考試験の問題及び正答表に誤りがあった。（教職員課）

(2) 診断書を偽造するなどして休暇の虚偽請求を繰り返し、合計 238 日の休暇を不正に取得していた。（教職員課、社会教育・文化財保護課）

(3) 県立高等学校の一部生徒の保護者が県内に居住していない「三重県立高等学校通学区域に関する規則」違反が慣例的に継続していた。（高校教育課）

(4) 学習状況連絡票を同姓の他の生徒の保護者に誤送付したことにより、個人情報を漏えいさせた。（朝明高等学校）

(5) 採択教科書の発行者から副教材用練習ドリルの無償提供を受け、生徒に配布していた。（飯野高等学校）

(6) 就学支援金に係る通知を誤配付したことにより、個人情報を漏えいさせた。（亀山高等学校）

(7) 就学支援金に係る通知を誤送付したことにより、個人情報を漏えいさせた。（津西高等学校）

(8) 採択教科書の発行者から歌唱教材集（音楽ＣＤ1 枚）の無償提供を受けていた。（みえ夢学園高等学校）

(9) 採択教科書の発行者から副教材用練習ドリルの無償提供を受け、生徒に配布していた。（飯南高等学校）

(10) 生徒 2 名分の「個人記録カード」を紛失していた。（伊勢まなび高等学校）

(11) 個人情報の入ったＵＳＢメモリーを許可なく校外へ持ち出し、紛失していた。（特別支援学校北勢きらら学園）

講じた措置

１　実施した取組内容

(1) 問題作成手順及び点検方法を整理改善し、誤り防止に向けた作成・点検体制の強化、ガイダンスの充実、出題形式の変更等を行いました。（教職員課）

(2) 当該職員について、平成 28 年 11 月 2 日付けで懲戒処分（免職）を行うとともに、再発防止のため、同日、事務局各所属長に対して、「職員の綱紀粛正について」「病気休暇及び特別休暇（忌引）の適切な運用について」を通知しました。（教職員課）

課内会議において、平成 28 年 11 月 2 日付け教職員課長通知「病気休暇及び特別休暇（忌引）の適切な運用について（通知）」に基づき、あらためて職員全員に注意喚起を行いました。（社会教育・文化財保護課）

(3) 再発防止に向けて、県外から入学志願する際の申請に係る書類は申請手続までに原則郵送により提出するものとし、応募資格を事務局が事前に確認するとともに、志願先高等学校へ志願者から提出された書類の写しを送付し、志願者及び保護者の情報を高等学校も確認できるようにしました。

また、保護者の県内転住による出願者については、入学時に保護者の住民票の提出を求めるとともに、入学後に、高等学校が家庭訪問により県内に居住していることを確認することとしました。（高校教育課）

(4) 再発防止に向けて、宛名書きをする際、保護者名のみを記入するのではなく、必ず生徒名を併記すること、また、封入時に複数人の目で名前の照合をすることを徹底するなど、個人情報管理のあり方について、見直し、改善を図りました。（朝明高等学校）

県立学校長会議で毎年度当初に周知している個人情報管理に関する改善策について、朝明高等学校に対し、再度確認するよう促すとともに、再発防止に努めるよう要請しました。（高校教育課）

(5) 副教材を購入した際、書店から練習ドリルがセットになるとの申し出により、ドリルを受け取り自習用として生徒に配付しましたが、無償提供であることが判明した段階で回収し、同書店へ返却しました。また、全校集会で生徒に説明・謝罪するとともに、保護者にお詫び文書を配付しました。

県教育委員会主催の教科書関係事務担当者連絡会議に教頭と教務担当者が参加し、「教科書採択における公正確保」についての説明を受けた内容を、職員会議で全教職員に伝えました。（飯野高等学校）

飯野高等学校に対し、当課から通知している「教科書採択における公正確保の徹底等について」を厳正に遵守し再発防止に努めることを要請しました。（高校教育課）

(6) 高等学校等就学支援金事務において個人情報の漏えいが続いたことから、県教育委員会事務局に再発防止等を目的としたワーキンググループを立ち上げました。ワーキンググループでは、事務の進め方を類型化し、類型ごとにチェックリストを作成するとともに、特に注意を要するものは複数人での作業にすることなど、チェック体制の強化に取り組みました。

亀山高等学校では、ワーキンググループの検討結果などを踏まえ、以下の取組を行いました。

・申請書類等を基に作成した通知文書を、複数の職員で確認することとしました。

・通知の名前・住所と封筒の宛名・宛先のチェックが不要となるよう、郵送用の封筒を窓付き封筒に変更しました。（亀山高等学校、教育財務課）

(7) 高等学校等就学支援金事務において個人情報の漏えいが続いたことから、県教育委員会事務局に再発防止等

を目的としたワーキンググループを立ち上げました。ワーキンググループでは、事務の進め方を類型化し、類型ごとにチェックリストを作成するとともに、特に注意を要するものは複数人での作業にすることなど、チェック体制の強化に取り組みました。

津西高等学校では、ワーキンググループの検討結果などを踏まえ、以下の取組を行いました。

・申請書類等を基に入力した電子データを紙出力し、申請書類等と紙出力したデータを複数の職員で確認するとともに、記録に残すこととしました。

・宛名シールに印字された情報が提出された申請書類等に記入されたものと同じであることを、複数の職員で確認するとともに、記録に残すこととしました。

・平成29年度からは住所と宛先のチェックが不要となるよう、郵送による通知から、窓付き封筒に変更し、担任が氏名等を確認して生徒へ手交することとしました。（津西高等学校、教育財務課）

(8) 年度当初、非常勤講師を含む全職員に教科書採択について注意喚起し、再発防止に努めました。また、教科書、副教材等の受け取りは、事務室のみで行い、教頭を経由して教務から教科主任への順で確認することを徹底しました。（みえ夢学園高等学校）

みえ夢学園高等学校に対し、当課から通知している「教科書採択における公正確保の徹底等について」を厳正に遵守し再発防止に努めることを要請しました。（高校教育課）

(9) 生徒や保護者に疑念や不審を抱かせることとなったため、生徒に直接説明を行い謝罪するとともに、保護者には生徒を通じて謝罪文を送付しました。（飯南高等学校）

飯南高等学校に対し、当課から通知している「教科書採択における公正確保の徹底等について」を厳正に遵守し再発防止に努めることを要請しました。（高校教育課）

(10) 施設管理面においては、紛失のあった生徒指導室をはじめとして、生徒の個人情報を保管している校長室、職員室、進路指導室、保健室、事務室の錠前を交換しました。また、職員室を除き、当該部屋を執務室としている教員に対しては、個人別に利用できるダイヤル式の保管庫を事務室内に設置して、各教員が出勤時に鍵を取り出し、帰宅時に保管する方法を採用して、各部屋の鍵の管理の徹底を図りました。

職員に対しては、管理職員から職員会議の都度注意喚起を図るとともに、平成29年3月には校長による危機管理に関する研修会も実施しました。（伊勢まなび高等学校）

(11) 本事案の発生後、ＵＳＢメモリーに入っている個人情報に該当する児童の保護者へは、校長と当該教諭が状況の説明と謝罪を行いました。また、全保護者に対して状況説明を行いました。

ＵＳＢメモリーの紛失は、教職員の個人情報の取扱いや危機管理に対する意識の不足が要因と考えられることから、個人情報の管理に関する規定の遵守と情報セキュリティに対する意識向上に係る研修を実施するとともに、個人情報の取扱いに係るルールを、以下のように周知徹底しました。

・校内での私物のＵＳＢメモリー使用を禁止すること。

・個人情報を含む電子ファイルには、パスワードをかけること。

・「個人情報を含む文書類の管理に関するセルフチェックシート」の提出を年1回から2回に増やすこと。

（特別支援学校北勢きらら学園）

本事案の報告を受け、当該校への再発防止の徹底を指示するとともに、特別支援学校長会において、他校でも同様の事案が起こることのないよう周知徹底を図りました。（特別支援教育課）

２　今後の方針（取組予定等）

(1) 今後も引き続き、作成・点検体制の見直しを図り、誤りの再発防止に努めます。（教職員課）

(2) 綱紀粛正及び服務規律の確保について、懲戒事案発生時を含めて定期的に事務局各所属あてに通知し、所属長を通じて事務局職員に周知徹底を図るとともに、4 月の事務局新任者研修会で服務規律の確保に関する講義を行うなど、再発防止に努めます。（教職員課）

今後も引き続き課内職員全員に注意喚起を行っていきます。（社会教育・文化財保護課）

(3) 引き続き、県外から入学志願する際の申請に係る書類の確認を徹底し、「三重県立高等学校通学区域に関する規則」に基づき業務を執行することで、再発防止を図ります。（高校教育課）

(4) 引き続き、宛名書き及び封入時に複数人の目で名前の照合をすることを徹底するなど個人情報管理を徹底し、誤送付などが発生しないよう努めてまいります。（朝明高等学校）

引き続き、個人情報の管理を徹底し再発防止に努めるよう、当該高等学校に対して指導していきます。（高校教育課）

(5) 毎年、県教育委員会からの通知である「教科書採択における公正確保の徹底について」を教職員に徹底するとともに、セルフチェックシートにより教職員の意識向上を図っていきます。（飯野高等学校）

引き続き、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」を遵守するよう、当該高等学校に対し指導していきます。（高校教育課）

(6) 今後も引き続き複数の職員による確認体制をとるとともに、窓付き封筒を使用するなどして、適正な事務の

実施に取り組んでいきます。（亀山高等学校）

(7) 今後も引き続き複数の職員による確認体制をとるとともに、窓付き封筒を使用し、担任から生徒へ手交するなどして、適正な事務の実施に取り組んでいきます。（津西高等学校）

(8) 年度当初に、非常勤講師を含む全職員に教科書採択について注意喚起するとともに、教科書、副教材等の受け取りは、事務室のみで行い、教頭を経由して教務から教科主任への順で確認することをさらに徹底していきます。（みえ夢学園高等学校）

引き続き、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」を遵守するよう、当該高等学校に対し指導していきます。（高校教育課）

(9) 学校教育に対する県民信頼を著しく損なうこととなった今回の事案を重く受け止め、教科書選定が適正に行われるよう職員会議等で注意喚起し、今後はより一層公平・中立な立場での教育の実践と信頼確保、再発防止に努めます。（飯南高等学校）

引き続き、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」を遵守するよう、当該高等学校に対し指導していきます。（高校教育課）

(10) 引き続き職員会議や研修会を通して、管理職員による校内への注意喚起を徹底していきます。（伊勢まなび高等学校）

(11) 引き続き、個人情報の取扱いについて、同様の事案が発生しないよう、教職員に対し「個人情報保護のために」の遵守について周知していきます。（特別支援学校北勢きらら学園）

引き続き、当該校における取組が徹底されるよう指示するとともに、所管する全ての特別支援学校に対し、個人情報の取り扱いに万全を期すよう指導していきます。（特別支援教育課）

監査の結果

３ 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア　収入未済

① 収入未済額が平成 28 年度末現在 102,188,735 円あり、前年度と比べて 8,637,993 円増加していた。
（教育財務課、福利・給与課、高校教育課、人権教育課、県立高校 14 校）

② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。
（教育財務課、学校経理・施設課、高校教育課、人権教育課）

③ 督促状の発付が遅延しているものがあった。（高校教育課）

④ 督促状で指定する納期限を、発付日から 10 日を経過した日にしていないものがあった。（高校教育課）

講じた措置

１　実施した取組内容

①【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

電話、文書による催告を毎月実施したほか、居宅訪問を 5 月、11 月に実施しました。また、債権回収会社に対して、6 月に 33 件、11 月に 20 件を新たに委託し、前年度から引き続き委託しているものと合わせて、委託件数は合計で 205 件となりました。

上記により回収に至らなかったものについて、催告の弁護士への委任を 31 件行い、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを 6 件行いました。（教育財務課）

①【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る遅延損害金等）】

電話、文書による催告を毎月実施したほか、居宅訪問を 5 月、11 月に実施しました。また、催告の弁護士への委任を 4 件行い、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを 3 件行いました。（教育財務課）

①【雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）】

教職員恩給及び退職年金の過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことにより発生しました。教育委員会では、平成 20 年 9 月 17 日から恩給の支払い時に「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしています。

刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、債務者本人と訪問及び文書にて連絡をとり、定期的な自主納付を行うよう求め、また、返済金を増額するよう交渉しています。

もう 1 件については、債務者本人が死亡しているため、相続財産管理人の選任の有無について家庭裁判所に調査を実施しています。（福利・給与課）

①②③④【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

当該未収金については、修学奨励金を貸与した生徒が、修学を継続できず退学に至ったため、返還義務が発生したものです。滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき電話による督促や督促状の送付により、未収金の回収に努めています。督促状については、リストを作成することで、適切に発付を行えるよう改善しました。（高校教育課）

①②【高等学校等進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金】

・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組み、収納促進に努めました。
・納期限までに納付しない債務者に対して、督促状により返還を促しました。（毎月 20 日頃）
・督促状に応じない債務者に対して、電話により督促しました。（随時）
・督促状及び電話による督促に応じない債務者に対して催告状により返還を督促しました。（6 月）
・徴収強化月間と定めた 12 月以外にも、1 年以上未納かつ電話連絡の取れない債務者に対し、警告文書（4 月）、夜間電話（5 月、6 月、9 月、12 月、2 月、3 月）で督促し、居宅訪問を複数回（9 月、11 月、12 月、2 月、3 月）行い、徴収強化に努めました。（人権教育課）

①②【高等学校授業料】

電話、文書などによる催告のほか、学校における面談、居宅訪問、民事訴訟法に基づく支払督促申立て、民事執行法に基づく預貯金の差押えにより回収を図りました。

（教育財務課、桑名北高等学校、四日市南高等学校、四日市工業高等学校、菰野高等学校、朝明高等学校、石薬師高等学校、みえ夢学園高等学校、白山高等学校、飯南高等学校、相可高等学校、昴学園高等学校、鳥羽高等学校、伊賀白鳳高等学校）

①【自動販売機等光熱水費負担金】

三重県教育財産規則に基づき自動販売機設置場所の賃貸借契約を締結した事業者が負担する電気料金の納付について、今後は出納閉鎖までに収納できるよう早期納付を依頼しました。
（学校経理・施設課、亀山高等学校）

①②【違約金（印刷機賃貸借契約）】
　平成 25 年度に発生した印刷機賃貸借契約先事業者が事実上倒産し契約継続が不可能となったことによる契約解除に伴う違約金については、情報の共有を図り、催告及び精算手続きの状況把握を行いました。
（学校経理・施設課、相可高等学校）

２　今後の方針（取組予定等）
①【三重県高等学校等修学奨学金返還金】
　滞納者に対しては、電話・文書による催告を実施し、滞納期間が長期化している債権については、債権管理回収業者への委託、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。（教育財務課）

①【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る遅延損害金等）】
　遅延損害金等の滞納者には元金にも多額の滞納がある場合がほとんどであることから、債務者の滞納状況を考慮しながら、元金の納付に支障がないよう回収を進めます。元金、遅延損害金等双方の納付がない滞納者については、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。（教育財務課）

①【雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）】
　刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、引き続き定期的に自主納付の継続及び返済金の増額を粘り強く交渉していきます。
　もう 1 件については、相続財産管理人の選任の有無を定期的に確認し、選任後に債権届け出を行い回収を行う予定でしたが、結局選任されなかったため、死亡から 5 年経過した平成 29 年 4 月 1 日に地方自治法第 236 条第 1 項の規定により、消滅時効が完成したため、不納欠損処分を行いました。
　なお、今後とも「住民基本台帳ネットワーク」による生存確認を行い、過払いが発生しないよう努めます。
（福利･給与課）

①②③④【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】
　今後も「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校と連携しながら滞納者の現状把握を行うなど債権管理に努めるとともに、返還金の回収に努めます。（高校教育課）

①②【高等学校等進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金】
　引き続き、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、債権管理を行うとともに、文書、電話、居宅訪問による督促・催告を行い、収納促進に努めます。（人権教育課）

①②【高等学校授業料】
　滞納がある在学生については、電話・文書などによる催告のほか、学校における面談により、早期の回収に努めます。
　長期の滞納者については、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。（教育財務課、県立高校 13 校）

①【自動販売機等光熱水費負担金】
　今後は電気料金の早期納付を依頼し、出納閉鎖までに収納されるよう契約事業者に依頼するとともに、同様な事例が発生しないよう各学校へ注意喚起を行います。（学校経理・施設課、亀山高等学校）

①②【違約金（印刷機賃貸借契約）】
　引き続き情報共有を図り、催告の継続と債務者の清算状況の把握に努めます。
（学校経理・施設課、相可高等学校）

監査の結果

３ 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ　収入事務

① 現金収納された寄附金の金融機関への収納処理が遅延していた。（学校経理・施設課）

② 調定誤りによる授業料の過徴収があった。（四日市工業高等学校）

③ 現金納付された日本スポーツ振興センター共済掛金の金融機関への収納処理が遅延していた。（津工業高等学校）

④ 現金納付された高等学校生産品売払収入について、金融機関への収納処理が遅延していた。（久居農林高等学校）

⑤ 現金納付された高等学校生産品売払収入について、金融機関への収納処理が遅延していた。（明野高等学校）

⑥ 現金納付された授業料等の受入日の入力誤りが２件あった。（伊賀白鳳高等学校）

⑦ 現金納付された日本スポーツ振興センター共済掛金の金融機関への収納処理の遅延が複数件あった。（伊賀白鳳高等学校）

⑧ 現金納付された日本スポーツ振興センター共済掛金等の金融機関への収納処理が遅延していた。（名張高等学校）

講じた措置

１　実施した取組内容

① 寄附申し出があった場合の手続き等について各学校に周知し、学校との連携強化を図りました。（学校経理・施設課）

② 過徴収した額は該当者に返金又は現年度の授業料に充当しました。それ以降、誤りの要因であった既卒者や中退者の授業料については、単位数を確認し、適正に算定を行っています。（四日市工業高等学校）

③ 三重県会計規則について確認を行い、納付後速やかに金融機関への収納処理を行うように努めました。（津工業高等学校）

④ 金融機関への収納処理が遅延することのないよう、担当職員が注意深く収納管理を行うとともに、職員間でも遅延が発生するおそれがないかチェックを行う体制を強化しました。また、担当職員が休暇あるいは出張の日は引継ぎを行い、副務者が代わって確実に事務を行う体制を強化しました。（久居農林高等学校）

⑤ 納付後、速やかに金融機関への収納処理を行うように職員間で周知徹底（複数によるチェック）を行いました。（明野高等学校）

⑥ 授業料等の受入処理に際して、受入日、金額等の入力につき、必ず複数職員で確認するなどチェック体制を強化しました。取り組みを実施して以降、同様の事例は発生しておりません。（伊賀白鳳高等学校）

⑦ 三重県会計規則について確認を行い、日本スポーツ振興センター共済掛金等が現金納付された後、金融機関への収納処理を速やかにするようにしました。取り組みを実施した結果、金融機関への収納処理の遅延は、発生していません。（伊賀白鳳高等学校）

⑧ 現金で歳入を収納したときは、速やかに指定金融機関に払い込むよう、三重県会計規則第21条第２項の徹底を図りました。（名張高等学校）

２　今後の方針（取組予定等）

① 同様の事案が発生しないよう、学校との連携を図り収納処理の遅延防止に努めます。（学校経理・施設課）

② 引き続き授業料の適正な算定を行うとともに、正しい算定方法を引き継いでいきます。（四日市工業高等学校）

③ 所属内において、改めて三重県会計規則を周知徹底するとともに、複数人によるチェック体制を実施し、速やかかつ適正な収納事務処理に努めます。（津工業高等学校）

④ 今後も引き続き、職員間のチェック等によりミス削減に努めます。また、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めます。（久居農林高等学校）

⑤ 収納処理忘れを防止するため、当番札の整備を行う等「見える化」することにより職員間で周知徹底（複数によるチェック）を行い、適正な収納事務処理に努めます。（明野高等学校）

⑥ 所属内において、改めて三重県会計規則を周知徹底するとともに、引き続き複数人によるチェック体制を継続して実施し、速やかかつ適正な収納事務処理に努めます。（伊賀白鳳高等学校）

⑦ 所属内において、改めて三重県会計規則を周知徹底するとともに、引き続き複数人によるチェック体制を継続して実施し、適正な事務処理に努めます。（伊賀白鳳高等学校）

⑧ 1万円を超える現金は翌開庁日までに払い込むとともに、1万円未満の現金についても速やかに払い込むよう、対応の徹底を図ります。（名張高等学校）

監査の結果

３ 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア　業務委託

①【学力向上のためのＷＥＢシステム導入及び運用保守業務委託】

・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。

（学力向上推進プロジェクトチーム）

②【県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託】

・再委託承諾願に添付された「再委託先の個人情報の責任体制等報告書」に必要な事項が記載されていなかった。

・調査結果資料の作成部数について、仕様書で定めた部数を、変更契約の手続きを行わずに変更していた。

（保健体育課）

③【「関連機関と連携した就職支援実践研究」業務委託】

・出納局事前検査を受けていなかった。

・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。

（北星高等学校）

④【エレベーター保守点検業務委託】

・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。（菰野高等学校）

⑤【平成 28 年度津西高等学校廃棄物収集運搬及び処分業務委託】

・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。（津西高等学校）

⑥【平成 28 年度成績処理ソフトウェア及び校内情報機器メンテナンスに係る業務委託】

・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。

・契約準備行為における見積依頼通知に「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨の記載がなかった。（津西高等学校）

⑦【エレベーター保守点検業務委託】

・予定価格の記載に誤りがあった。（津東高等学校）

⑧【樹木剪定業務委託】

・業務完了報告書が提出されていなかった。（伊勢まなび高等学校）

⑨【修学旅行企画】

・執行伺いが作成されていなかった。

・出納局事前検査を受けていなかった。（伊勢まなび高等学校）

⑩【伊賀つばさ学園機械室暖房用機器保守点検業務委託】

・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。

（特別支援学校伊賀つばさ学園）

講じた措置

１　実施した取組内容

① 再発防止のため、課内で情報共有を行い、必要な報告書類等について不備がないよう複数職員によるチェックを徹底しました。（学力向上推進プロジェクトチーム）

② 契約関係書類を受理した際は、提出書類の確認に加えて、記載内容の確認を複数の職員で行うとともに、仕様書の変更など契約内容を変更する際には、会計規則に基づいた変更手続きを行うように課内で徹底を図ることで再発防止に努めました。（保健体育課）

③ 三重県出納局検査要領により具体的な事務処理について再確認するとともに、出納局に早めに相談し、複数職員によるチェックを行い、再発防止に努めました。また、契約書に定めた「個人情報取扱特記事項」に従い、必要書類の提出を書面で求めるよう周知徹底を図りました。（北星高等学校）

④ エレベーター保守点検業務について、過去の実績をもとに予定価格を積算していましたが、積算の参考とするため、保守点検業者から参考見積りの提出を受けて積算することとしました。（菰野高等学校）

⑤ 予定価格算定に係る積算根拠の不明確については、書類の作成時の確認不足が原因でした。複数の事業者からの参考見積の徴取、市場価格調査などを行ったうえで、適切な積算根拠算定を行い、その根拠を資料として執行伺に添付するとともに、所属内でも決裁の過程でチェックすることで、再発防止に努めました。（津西高等学校）

⑥ 契約準備行為における見積依頼通知内の記載文の漏れについては、上記⑤と同様、書類の確認不足が原因でした。契約準備行為について通常の契約事務との違いを改めて確認、定着させることで、作成時と所属内の決裁でのチェックで再発防止に努めました。（津西高等学校）

⑦ 原因は起案者の単純な記載誤りでしたが、他の職員がチェックの際に確認できるよう、当該案件の一連の起案文書を付けて、チェックを行うように徹底しました。（津東高等学校）

⑧ 以後の契約においては、「業務完了報告書」の受領を徹底しました。（伊勢まなび高等学校）

⑨ 以後の契約においては、執行伺を作成し、事前検査を受検しました。（伊勢まなび高等学校）

⑩ 業務委託契約に際しての記載事項を職員に周知するとともに、事務に当たっては職員同士の相互確認に努めました。（特別支援学校伊賀つばさ学園）

２　今後の方針（取組予定等）

① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き、適正な事務処理に努めます。（学力向上推進プロジェクトチーム）

② 今後も引き続き、契約書で定めた提出書類の受領・確認を徹底するとともに、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどして、適正な契約事務手続きの遂行に努めます。（保健体育課）

③ 今後も、出納に事前に相談を行うなど契約事務の適正な事務処理に努めます。（北星高等学校）

④ エレベーター保守点検業務に限らず、市況価格や業者から提出された参考見積書など予定価格積算の根拠を明示するよう、契約、支出書類に根拠資料を添付するようにします。（菰野高等学校）

⑤ 今後も引き続き、決裁過程での職員間の相互チェック等によりミス削減に努めます。また、各職員が会計事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めます。（津西高等学校）

⑥ 上記⑤と同様、相互チェック等の強化や、年度をまたぐものと通常業務との違いを意識的な段階から明確にさせることで、ミスの軽減に努めます。（津西高等学校）

⑦ 引き続き、複数の職員により十分なチェックを行い、再発防止に努めます。（津東高等学校）

⑧ 契約書の記載内容を満たす必要書類の確認・受領を徹底し、適正な事務処理に努めます。（伊勢まなび高等学校）

⑨ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。（伊勢まなび高等学校）

⑩ 引き続き職員同士の相互確認を行い適切な契約書類の作成に努めるとともに、会計事務の研修に職員が参加するなどし適正な会計事務が行われるよう努めます。（特別支援学校伊賀つばさ学園）

監査の結果

３ 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ　旅費

①【三重県・パラオ共和国友好提携 20 周年記念事業】

・公務出張に使用する自家用車届出書が整理保管されていなかった。（高校教育課）

②【各教科等指導主事等連絡協議会（小学校道徳）】

・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。（北勢教育支援事務所）

③【東北大学教育フォーラム、学校訪問、全校長総会協議会】

・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。（津東高等学校）

④【第 22 回福祉担当教員等研究協議会新潟大会】

・旅行完了後、速やかに文書をもって復命されていなかった。（飯南高等学校）

⑤【全国特別支援学校知的障害教育校長会研究大会】

・復命書が作成されていなかった。（特別支援学校伊賀つばさ学園）

⑥【全国知的教育特別支援学校長研究大会】

・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。（くわな特別支援学校）

講じた措置

１　実施した取組内容

① 所属で管理する「公務出張に使用する自家用車届出書」の簿冊の整理保管の徹底を図りました。（高校教育課）

② 所内の情報共有を図るとともに、復命書の件名等の総合文書管理システムへの登録を行いました。（北勢教育支援事務所）

③ 教職員が作成する文書については、学校における文書件名の登録は年１回一括登録するというスケジュールに従ってすべて処理していましたが、総合文書管理システムの利用環境にある職員については、都度登録することになっている旨周知しました。（津東高等学校）

④ 監査結果を職員会議等で周知し、出張後は速やかに復命をしなければならないことを確認しました。現在、復命は、出張後速やかにされています。（飯南高等学校）

⑤ 県外出張等については、速やかに復命書を作成するよう職員に周知しました。（特別支援学校伊賀つばさ学園）

⑥ 総合文書管理システム利用環境下にある教職員の復命書については一括登録によらず、随時登録することとしました。（くわな特別支援学校）

２　今後の方針（取組予定等）

① 所属で管理する「公務出張に使用する自家用車届出書」の簿冊の整理保管の徹底に努めます。（高校教育課）

② 本意見について情報共有を行い、遺漏のないよう留意していきます。（北勢教育支援事務所）

③ 今後も出張後の復命は速やかに行うよう適時職員に周知するなど適正な事務処理に努めます。（津東高等学校、飯南高等学校、特別支援学校伊賀つばさ学園、くわな特別支援学校）

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ　工事、物件等における入札中止状況

① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が 44 件あった。このうち、開札後に中止したものが 2 件あった。（教職員課 、研修推進課、桑名高等学校、川越高等学校、朝明高等学校、四日市四郷高等学校、四日市工業高等学校、四日市商業高等学校、北星高等学校、稲生高等学校、飯野高等学校、亀山高等学校、津東高等学校、久居農林高等学校、相可高等学校、宇治山田商業高等学校、明野高等学校、鳥羽高等学校、水産高等学校、伊賀白鳳高等学校、名張青峰高等学校、木本高等学校、盲学校、城山特別支援学校、かがやき特別支援学校、稲葉特別支援学校、特別支援学校伊賀つばさ学園、くわな特別支援学校、度会特別支援学校）

講じた措置

1　実施した取組内容

① 各職員がシステムの操作方法等、関係する手続きについて再度確認するとともに、登録操作の最終段階で添付ファイルを含めた案件登録内容のコピーを複数職員で確認し、入力ミスを防ぐためのチェック体制を強化しました。この結果、各職員のチェック意識の向上や、入札事務に対する意識の向上が図られたことにより、平成 29 年度において、事務処理誤りによる入札中止は発生していません。（教職員課）

② 仕様書作成にあたって、必要となる関係法令については、関係部署に確認するようにしました。（研修推進課）

③ 仕様書の作成において、特に専門性のある分野のものについては慎重を期するよう職員に対し注意喚起するとともに、複数人によるチェックの徹底を確認しました。（桑名高等学校）

④ 入札案件を重複掲載してしまったために中止したものであり、システムの操作方法について再度確認しました。（川越高等学校）

⑤ 電子調達システムへの入力ミスが入札中止の原因であったため、入力内容についても職員間で相互チェックを行うとともにチェックリストの活用によりミスの再発防止に努めました。また、会計・契約事務の研修に参加し、関係する事務手続きに精通するよう努めました。（朝明高等学校）

⑥ 公告の際に複数の職員でチェックを行うこととしました。また、仕様書の型番誤り等に対応するため、事前にメーカー等に再確認のうえ、公告することとしました。（四日市四郷高等学校）

⑦ 事業者等から取り寄せた参考見積書等に誤りがあったことが要因であったため、参考見積書等を受領する際は、寸法や品番に誤りなどがないかについて事業者等にも確認することとしました。（四日市工業高等学校）

⑧ 仕様書の内容等については、事業担当者とともに複数で確認を行うように徹底しました。また、出納局作成の電子調達チェックリストを活用し、登録前の事前確認も行うようにしました。（四日市商業高等学校）

⑨ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書や仕様書、積算書に誤りがないか公開前に職員間でチェックするなど、体制の強化に努めました。（北星高等学校）

⑩ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書や仕様書、積算書に誤りがないか等公開前に職員間でチェックするなど体制の強化に努めました。また、仕様書の作成にあたっては、専門的な知識が必要とされる事項について、事業者からの情報提供や出納局への支援を求めるなど関係機関に確認するようにしました。（稲生高等学校）

⑪ 中止した事案 2 件はいずれも開札前であり、原因は 1 件が仕様書の記載ミス、もう 1 件は地域要件の誤りでした。各職員が関係する事務手続きについて、再度、確認するとともに、仕様書などに誤りがないか職員間でチェックする体制の強化に努めました。（飯野高等学校）

⑫ 電子入札に掲載した設計書の一部に単価が残っていたことにより入札を中止したものです。以後、電子入札に掲載する前に、当該書類を出力し、複数の職員で確認し、同様なことが発生しないようにしています。（亀山高等学校）

⑬ 担当職員の認識誤り等により、公告後出納駐在や業者の指摘により中止・再掲した案件がありました。地域要件等については基本に立ち帰って確認し、基準品については製造中止等がないか十分確認するようにしました。（津東高等学校）

⑭ 入札中止は、調達説明書の地域要件に誤りがあったことが原因でした。担当職員が再度確認するとともに、調達説明書の内容に誤りがないか、職員間及び決裁過程でチェックする体制を強化しました。（久居農林高等学校）

⑮ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書や仕様書等に誤りがないか掲載前に複数職員でチェックする等の体制に努めました。（相可高等学校）

⑯ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書や仕様書、積算書に誤りがないか公開前に職員間でチェックすることにより再発防止を図りました。（宇治山田商業高等学校）

⑰ 仕様書の作成にあたり、資格要件等専門的な知識が必要とされる事項については、複数業者や出納局等関係部署に相談し、誤りがないか確認することとしました。（明野高等学校）

⑱ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書、仕様書等に誤りがないかを掲載前に職員間でチェックする体制に努

めました。（鳥羽高等学校）

⑲ 起案文書に電子調達システム入力画面を印刷したものを添付し、誤字や日付、地域要件等各項目のチェックを強化しました。また、公告直前にも直接の担当職員以外の者が電子調達システム入力状況のチェックを実施することにしました。（水産高等学校）

⑳ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書や仕様書等に誤りがないか公開前に職員間でチェックするなど、体制の強化に努めました。平成 29 年度において、事務処理誤りによる入札中止は発生していません。（伊賀白鳳高等学校）

㉑ 調達説明書や仕様書等の内容に誤りが無いか、公開前に複数の職員で確認を行い、チェック体制の強化に努めました。（名張青峰高等学校）

㉒ 入札案件を三重県電子調達システムへ掲載するにあたり、職員が書類作成に留意するとともに、公開前の内容について、職員間でのチェック体制の強化に努めました。（木本高等学校）

㉓ 複数の職員でチェックする体制の強化に努めた結果、平成 29 年度は事務処理誤りによる入札中止の事案は 発生していません。（盲学校）

㉔ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書や仕様書、積算書に誤りがないか公開前に職員間でチェックするなど、体制の強化に努めました。（城山特別支援学校）

㉕ 日時や条件等案件ごとに変更がある箇所を重点的に、職員間での相互チェックをより慎重に行うこととしました。（かがやき特別支援学校）

㉖ 仕様書の作成にあたっては、基準品の型番に誤りがないか最新版のカタログ等により確認することを徹底するとともに、必要に応じて事業者に情報提供を依頼して納期などを確認することとしました。（稲葉特別支援学校）

㉗ 修繕として発注する電子入札の地域要件は三重県内であることを職員に周知するとともに、調達説明書や仕様書、積算書について職員間の相互チェックで確認するようにしました。（特別支援学校伊賀つばさ学園）

㉘ 仕様書、添付図面に誤りがないか公開前に複数の職員が確認するようにしチェック体制を強化しました。（くわな特別支援学校）

㉙ システム入力において、内訳書の「要」「否」選択で入力誤りがあったため入札を中止したものです。システム入力の際に容易にチェックができるよう、入力順に沿ったチェックシートを独自に作成して入札が中止することのないように努めています。（度会特別支援学校）

２　今後の方針（取組予定等）

① 出納局が作成した電子調達チェックリストなどを活用し、決裁過程やシステム入力時に職員間で相互チェックを行うことなどによりミス削減に努めます。

② 仕様書作成の際は、必要に応じて複数業者や出納局等関係部署に相談することなどにより、仕様書の精度向上を図っていきます。

③ 各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなど、知識・技能のレベルアップを図り、その内容を職員間で共有することで、関係する事務手続きに精通するようにします。

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

エ　その他の支出事務

① 郵券証紙類について、平成28年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。（研修企画・支援課）

② 備品購入費の支払い相手方誤りにより歳出戻入を行っていた。（桑名北高等学校）

③ 消耗品費の支払い相手方誤りにより歳出戻入を行っていた。（北星高等学校）

④ 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。（飯野高等学校）

⑤ 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。（津東高等学校）

⑥ 郵券証紙類について、平成28年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。（紀南高等学校）

⑦ 郵券証紙類について、平成28年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。（特別支援学校東紀州くろしお学園）

講じた措置

1　実施した取組内容

① 郵券証紙類については、購入時に在庫枚数と必要枚数を精査して購入することとしました。（研修企画・支援課）

② 備品購入費の支払いで、支出負担行為兼支出命令書の債権者名を誤って入力したことに気付いたため、正しい債権者名での支払処理を行いました。本来であれば、誤って入力した支払処理を取り消すところ、取消処理を失念していたものです。この事例以降は、誤りに気付いた場合は速やかに取消処理の確認を行うようにしています。（桑名北高等学校）

③ 担当職員が誤った相手方コードを入力して支出してしまったことが原因であったので、支出審査を行う出納員と支出経理担当者との役割分担を明確にわけるよう改めるとともに、職員間での再チェック体制の強化に努めました。（北星高等学校）

④ 二重払いの原因は、業者からの請求書の二重提出に、当方の確認が不十分で気が付かなかったことでした。
各職員が、関係する事務手続きについて再度確認するとともに、特に同一債権者・同一金額の請求書については、処理に誤りがないか職員間でチェックする体制の強化に努めました。（飯野高等学校）

⑤ 会議参加の有無により2枚の請求書のいずれかを選択して支払うよう発行されたものを2枚とも支払ったことによる二重払いであったので、より慎重に請求内容を確認するようにしました。（津東高等学校）

⑥ 在庫枚数が過剰にならないよう、適切な使用見込数量の把握に努めています。（紀南高等学校）

⑦ 郵券証紙類について、使送等により購入時の見込みよりも使用枚数が少なくなり、結果として在庫となったものであり、29年度は購入時に必要枚数を精査して購入しています。（特別支援学校東紀州くろしお学園）

2　今後の方針（取組予定等）

① 購入時には、必要枚数を精査して購入し、必要以上の在庫を持たないように努めます。（研修企画・支援課）

② この事例以降、同様の事例は発生していませんが、決裁過程における職員間の相互チェックによりミスの発生防止に努めていきます。（桑名北高等学校）

③ 上記の取り組みを引き続き行うとともに、出納局の研修等に参加し事務遂行力を高めていきます。（北星高等学校）

④ 今後も引き続き、決裁過程での職員間の相互チェック等により二重払いが発生しないように努めます。また、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めていきます。（飯野高等学校）

⑤ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き十分なチェックを行うように努めます。（津東高等学校）

⑥ 特に、年度末に在庫枚数が過剰とならないよう、使用数量を精査したうえで購入します。（紀南高等学校）

⑦ 今後は、各月・各行事ごとに前年度の実績等も参考にして適正に必要枚数を算出し、必要以上の在庫を持たないように努めます。（特別支援学校東紀州くろしお学園）

部局名　教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 教育業務連絡指導手当について、支給対象とならない日に支給していたものがあった。 （四日市商業高等学校） ② 教育業務連絡指導手当について、誤った適用区分で支給していたものがあった。 （特別支援学校伊賀つばさ学園）
講じた措置
1　実施した取組内容 ① 教職員に対して制度説明を行い、申請の際に支給対象とならない日に該当しないか確認するよう周知しました。また、決裁過程でのチェックに努めました。（四日市商業高等学校） ② 速やかに更正処理を行い、正しい適用区分での支給を行うとともに、教員特殊業務手当の適用区分について職員に周知しました。（特別支援学校伊賀つばさ学園） 2　今後の方針（取組予定等） ① 今後も引き続き、教職員への制度周知の徹底と決裁過程での確認に努めます。（四日市商業高等学校） ② 給与制度について引き続き職員への周知に努めるとともに、給与事務を行うに当たっては関係法規集で確認を行うなどし、誤りのない事務を行うよう努めます。（特別支援学校伊賀つばさ学園）

部局名　教育委員会事務局

監査の結果
３ 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア　公有財産の管理 ① 管理換えで取得した財産に係る台帳整理、異動報告が行われておらず、また、この分の財産が含まれない状態で定期報告が行われていた。（学校経理・施設課） ② 公有財産の異動報告が遅延していた。（社会教育・文化財保護課） ③ 教育財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。（伊勢まなび高等学校）
講じた措置
１　実施した取組内容 ① 管理換えで財産を取得した場合は、管理換えの承認後、速やかに公有財産台帳の整理・異動報告を行うよう努めています。また、公有財産異動報告・定期報告は、管財課と、管理換えにおいては管財課だけでなく管理元所属と調整することも多いため、密に連絡をとり遅滞なく業務を進めるよう努めています。（学校経理・施設課） ② 平成 29 年度の定期報告前に気が付き、速やかに異動報告を行うとともに、監査後には、異動があった場合は、すぐに報告するよう改めて担当者に周知を行いました。（社会教育・文化財保護課） ③ 使用（貸付）料の納入状況欄について、直近の納付済金額の記入が漏れていたため、これを記入しました。（伊勢まなび高等学校） ２　今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、関係課と連携をとりながら、管理換え手続きを行うことで、再発防止に努めます。（学校経理・施設課） ② 異動が行われた場合、三重県公有財産規則に基づき、速やかに異動報告を行います。（社会教育・文化財保護課） ③ 会計事務の自己検査時等の機会に職員間で確認する等、チェック体制を強化します。（伊勢まなび高等学校）

部局名　教育委員会事務局

監査の結果
３ 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ　物品の管理 ① 所在不明となっている備品があった。（北星高等学校） ② 一式管理できる要件を満たしていない物品を「一式」として物品登録していた。（伊勢まなび高等学校） ③ 物品標示票が貼付されていない備品があった。（名張青峰高等学校）
講じた措置
１　実施した取組内容 ① 所在不明となっている備品について調査したところ廃棄済であったので、物品の処分手続きを行いました。（北星高等学校） ② 以後の新規購入時には、セット単位で購入した備品について、単品ごとに備品登録を行いました。（伊勢まなび高等学校） ③ 対象物品に物品標示票を貼付しました。また、すべての備品を対象に現品照合を実施し、物品標示票の確認ができなかったものについて順次貼付を行っています。（名張青峰高等学校） ２　今後の方針（取組予定等） ① 廃棄した物品について適正に財務処理を行い、手続き漏れが無いよう適正に事務を行っていきます。（北星高等学校） ② 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。（伊勢まなび高等学校） ③ 新たに備品を取得した際には、速やかに物品標示票を貼付することを徹底するとともに、管理状況について定期的に確認を行い、引き続き適正な物品管理に努めます。（名張青峰高等学校）

部局名　教育委員会事務局

監査の結果
３ 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ　金品亡失（損傷） ① クラリネットの損傷（修理代 265,200 円）（相可高等学校） ② 小型無人飛行機（ドローン）の損傷（損害額 118,318 円）（名張西高等学校）
講じた措置
１　実施した取組内容 ① 改めて、職員会議等において物品の適正な管理、取り扱いに細心の注意を払うよう、注意喚起を行いました。（相可高等学校） ② 改めて、職員に物品の管理・取扱いについて注意喚起を行いました。（名張西高等学校） ２　今後の方針（取組予定等） ① 物品の適正な管理、取り扱いに細心の注意を払うよう、引き続き周知徹底を図ります。（相可高等学校） ② 引き続き、物品の管理・取扱いについて注意喚起を行っていきます。 また、今後使用する場合があれば、今まで以上に事前に操作講習を受講するなど操作方法を十分理解したうえで、細心の注意を払って使用するよう周知徹底します。（名張西高等学校）

部局名　教育委員会事務局

監査の結果
３ 財務の執行に関する意見 (5) 交通事故 　職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 （負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 0 円、相手 442,597 円）　（人権教育課） ② 物損事故 （負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 0 円、相手 433,890 円）　（くわな特別支援学校）
講じた措置
１　実施した取組内容 ① 課内会議を始め機会を捉えて、課員に対して安全運転と交通事故防止について注意喚起を行いました。 （人権教育課） ② 職員会議において全職員に対し安全運転に努めることを管理職から周知しました。 　夕暮れ時や交差点付近など事故が発生しやすい時間帯、場所では安全な速度、車間距離を保って運転するよう注意喚起を行いました。 （くわな特別支援学校） ２　今後の方針（取組予定等） ① 今後も、課員に対し機会を捉えて、交通事故防止や安全運転について注意喚起し、交通事故の未然防止に努めます。 （人権教育課） ② 今後も職員に対し機会あるごとに交通事故防止の意識啓発をし、職員が常に安全運転を心がけるよう努めます。 （くわな特別支援学校）

部局名　教育委員会事務局

監査の結果
３ 財務の執行に関する意見 (6) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。（福利・給与課） ② 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。（明野高等学校）
講じた措置
１　実施した取組内容 ① 金品亡失（損傷）が発生した場合には、速やかに状態を把握し、速報を提出するよう周知徹底しました。（福利・給与課） ② 報告書提出の遅延については、損傷した物品が借上物品であったため、その修理費用発生の有無及び報告書作成の有無の確認をしていたことが原因でした。 所属物品・借上物品、修理費用発生の有無等に関わらず、事実発生の時点で速報を速やかに報告することを周知徹底しました。（明野高等学校） ２　今後の方針（取組予定等） ① 以降、同様の事案は発生していませんが、引き続き金品亡失（損傷）が発生しないよう周知徹底を図り、万が一にも発生した場合には、遅滞なく速報を提出するよう適正な事務処理に努めます。（福利・給与課） ② 今後とも金品亡失（損傷）が発生しないよう努めるとともに、発生した場合は遅滞なく報告を行う等、適正な事務処理に取り組んでいきます。（明野高等学校）

部局名　労働委員会事務局

監査の結果
1　財務の執行に関する意見 (1)　支出に関する事務 　支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア　旅費 ①　【28 年度全国労働委員会事務局審査・調整主管課長会議】 ・旅行完了後、速やかに文書をもって復命されていなかった。　（調整審査課）
講じた措置
1　実施した取組内容 ①　県外への旅行等、文書による復命が必要な旅行を完了した後には、速やかに文書をもって復命するよう、全職員に周知徹底しました。　（調整審査課） 2　今後の方針（取組予定等） ①　今後も、課内ミーティング等で、速やかな文書復命を周知し、適正な事務処理に努めます。　（調整審査課）

監査の結果

1　事業の執行に関する意見

（服務規律の徹底）

(1)　平成 28 年度の懲戒処分については、守秘義務違反等により 4 人（前年度 0 人）の警察職員が処分されている。

これらの事案は、警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。（警務部監察課）

講じた措置

平成 29 年度

1　実施した取組内容

懲戒処分を実施した非違事案については、その要因の一つとして職員の身上把握・指導が十分ではないことが認められることから、これらの要因を分析し、非違事案の起こりにくい環境の構築と身上把握・指導の徹底のため、下記のとおり非違事案の再発・未然防止対策に取り組みました。

(1)　総合・随時監察の実施

適正な業務推進と身上把握・指導の徹底に向け、全警察署に対する総合監察を実施したほか、警察本部を含めた全ての所属と交番・駐在所に対して随時監察を実施しました。

(2)　三重県警察業務指導部会の開催

監察課と業務主管部門との緊密な連携を図り、非違事案の原因を分析するとともに、非違事案の発生するリスクが高い業務領域について協議・検討を行い、その結果を業務指導に反映させるなど、予防監察の充実化を行いました。

(3)　巡回指導の実施

情報セキュリティに関しては、巡回指導を実施し、組織的な捜査管理の徹底等について全警察署に対する指導教養を実施しました。

(4)　自主点検の実施

非違事案の未然防止に向けて、個々の職員が日常の業務を通じて取り組む自主点検制度において、情報セキュリティを始めとする項目について自主点検を実施しました。

(5)　懲戒処分事例の情報共有

全国及び県内で発生した懲戒処分等の事例を全所属で情報共有し、危機意識の醸成や規範意識の高揚を図るための教養資料の提供に努めました。

(6)　身上把握・指導の徹底

身上把握・指導に関して、職員について組織的に把握するため、定期的な面接の実施等を行うとともに、幹部職員に対して効果的な面接を行うための技能等の教養を実施しました。

2　取組の成果

平成 29 年度の懲戒処分者は 5 人で、県民の信頼を損ねる業務上の非違事案が発生していることを真摯に受け止め、引き続き、非違事案の起こりにくい職場環境の構築に加えて、職責の自覚や倫理観の醸成に努めます。

平成 30 年度以降（取組予定等）

非違事案の絶無を図り、県民の期待と信頼に応える警察を確立するため、下記施策を重点的に推進します。

(1) 業務上の非違事案に対しては、事案の真相を解明して厳正な処分を行うとともに、その原因・背景を詳細に分析し、引き続き、非違事案につながりやすい仕組みの改善と部門横断的な情報共有に努めます。

(2) 警察職員が高い規律と士気を保持して積極的に「県民のため」の活動にまい進することができる職場環境の確立に努めます。

(3) 各級幹部による経年で実効ある職員の身上把握・指導の実現に向けて、引き続き体系化や面接技能等の向上に資する教養を推進するとともに、適時適切な賞揚を行うなどして、職員の士気の高揚に努めます。

監査の結果

1　事業の執行に関する意見

（犯罪の抑止と検挙率の向上）

(2)　平成28年の「刑法犯」の認知件数は14,112件（前年比－1,066件）となり、ピークであった14年の47,600件の3割以下（約29.6%）にまで減少し、平成に入ってから最少件数を前年に続き更新した。

しかし、特殊詐欺（前年比＋38件）や自動車盗（前年比＋82件）など、一部の罪種で認知件数が増加しており、特殊詐欺については、4年連続で被害件数が100件、被害額が5億円を超えている状況となっている。

このことから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、引き続き、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれたい。　（生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課）

講じた措置

平成29年度

1　実施した取組内容

(1)　犯罪の抑止

・　地域の犯罪情勢に加え、地域住民が不安を寄せる犯罪や事象を的確に把握し、これに即したきめ細かな犯罪抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア活動に対する支援の充実や、企業等による主体的な自主防犯活動の促進、地域住民等に対する犯罪情報等の適時適切な提供など、地域社会が一体となった「安全安心まちづくり」に向けた取組を推進しました。

・　「街頭防犯カメラ設置モデル地区（四日市市諏訪地区）」の取組等を広報し、自治体や自治会、商店街等による自主的な街頭防犯カメラの設置を促進したほか、自治体に対する設置助成金制度の導入・拡充の働き掛けや、老朽化や故障が著しい街頭緊急警報装置の街頭防犯カメラへの切替を行い、街頭防犯カメラ等の犯罪抑止インフラの整備拡充を図りました。

(2)　検挙率の向上

重要犯罪、重要窃盗犯等の早期かつ徹底検挙を図るため、組織の総合力を発揮した迅速適確な初動捜査、綿密な現場鑑識活動の徹底、各種捜査支援システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠確保のための取組を強化しました。

(3)　特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化

・　県民の特殊詐欺に対する警戒心・抵抗力の向上を図るため、毎月15日に設定した「特殊詐欺撲滅の日」を中心に防犯指導・広報啓発を強化したほか、敬老の日に合わせ、県内全小学生から高齢者等へのメッセージカードによる注意喚起や、コールセンターからの電話連絡を通じた県民等への注意喚起を実施しました。また、金融機関に対するＡＴＭ振込制限導入の働き掛けや、コンビニエンスストアと連携した電子マネー被害防止封筒等による水際阻止など、金融機関等と連携した水際対策の強化を図りました。

・　現場設定型捜査の積極的な実施による実行犯の検挙、中枢被疑者の検挙に向けた突き上げ捜査、特殊詐欺助長犯罪の取締りなどの取組を推進しました。

2　取組の成果

・　平成29年中の刑法犯認知件数は、13,346件で前年比766件（－5.4%）と大幅に減少したものの、特殊詐欺認知件数については、205件で前年比41件（25.0%）の増加となりました。

・　刑法犯の検挙率は、42.8%で前年比＋10.5ポイント、重要窃盗犯の検挙率は、84.0%で前年比＋29.1ポイントと、それぞれ大幅に上昇しましたが、重要犯罪の検挙率は94.1%で前年比－2.8ポイントの微減となりました。

特殊詐欺は、検挙件数が29件で前年比＋11件の増加となりましたが、検挙人員は、14人で前年比－3件の減少となりました。特殊詐欺助長犯罪については、口座開設詐欺等で135件・51人検挙し、いずれも、前年比＋40件・＋11人と増加しました。

平成30年度以降（取組予定等）

1　犯罪の抑止

・　絶えず変動する地域の犯罪情勢に柔軟に対応し、真に効果的な犯罪抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア活動に対する支援の充実や、地域住民等に対する犯罪情報等の適時適切な提供など、地域社会が一体となって犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを一層推進します。

・　引き続き、自治体や自治会、商店街等による自主的な街頭防犯カメラの設置促進を図るほか、自治体による設置助成金制度の導入・拡充の働き掛けや、老朽化や故障が著しい街頭緊急警報装置の街頭防犯カメラへの切替を行い、街頭防犯カメラ等の犯罪抑止インフラの整備拡充に努めます。

2　検挙率の向上

重要犯罪をはじめ、県民に不安を与える種々の犯罪の早期かつ徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査の徹底、各種捜査支援システムの活用や科学捜査を一層推進するなど、取組を一層強化します。

3　特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化

・　特殊詐欺の被害を減少させるため、引き続き、県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発、被害に遭わないための環境整備、金融機関等と連携した水際対策を、予防対策の3本柱に据え、各種対策を推進します。

・　依然として大きな被害が生じている特殊詐欺の被害を減少させるため、実行犯の検挙、突き上げ捜査、特殊詐欺助長犯罪の取締り等、特殊詐欺撲滅に向けた取組を一層強化します。

監査の結果

1　事業の執行に関する意見

（交通事故の発生抑止）

(3)　平成28年の交通事故死者数は、前年を13人上回る100人に増加するとともに、高齢者交通事故死者数は、前年と同数の52人となった。

また、交通事故死者数のうち、交通弱者（歩行中、自転車乗用中）の占める割合は、約5割となっている。

このため、関係機関と連携を図り、高齢者、交通弱者に重点を置いた交通事故防止対策を推進するとともに、交通安全施設の適切な更新を行うことなどにより、交通事故の発生抑止に取り組まれたい。

（交通部交通企画課、交通部交通規制課）

講じた措置

平成29年度

1　実施した取組内容

(1)　重点４Ｓプラスワン対策の推進

平成28年中の交通死亡事故の特徴をみると、死者数において高齢者が約5割以上、歩行中・自転車乗用中の交通弱者が約5割を占めるほか、四輪乗車中死者の約4割がシートベルト非着用であり、また、飲酒運転による死亡事故も根絶に至ってない特徴から、高齢者の交通事故防止（シルバー）、シートベルト着用促進（シートベルト）、飲酒運転の根絶（サケ）、速度抑制（スピード）の4つのＳに、歩行者の交通事故防止を加え（プラスワン）、「重点４Ｓプラスワン対策」を柱として、総合的な交通死亡事故等抑止対策を推進しました。

特に、高齢者の交通事故防止と歩行者の交通事故防止を最重点に掲げ、交通指導取締りを始めとする街頭活動のほか、自治体、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。

(2)　交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

飲酒運転、最高速度違反等の悪質性・危険性の高い違反や横断歩行者等妨害、信号無視等の交差点関連違反など交通事故に直結する違反に対する取締りのほか、シートベルト着用義務違反や運転者の遵法意識に起因する携帯電話使用の違反についても取締りを強化しました。また、交通事故多発時間帯及び路線における指導取締り、交通事故発生現場及びその周辺における事故情報の広報を兼ねた取締りなど、交通事故の発生実態に応じた取締りを推進しました。

(3)　街頭における広報啓発活動の強化

ア　交通安全“見える・見せる”キャンペーンの推進

平成28年中の夜間における歩行者の交通事故死者20人中19人が夜光反射材を着用していなかったことから、あらゆる機会を通じて、「自動車の前照灯を上向きにしての走行とこまめな切り替え」、「夕暮れ時等における早めのライト点灯」「歩行者・自転車利用者の夜光反射材の着用促進」を重点とする「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」を推進しました。また、10月1日から三重県交通安全対策協議会が主唱し、展開している「夕暮れ時、ちょっとお早めのライト・オン運動」についても、併せて普及啓発活動を推進しました。

イ　歩行者にやさしい三重づくり作戦の推進

歩行者等の交通事故を防止するため、「歩道・横断歩道では、人優先」であることを広報し、ドライバーに対しては、歩行者等への保護意識の高揚を図ったほか、歩行者等に対しては、自ら進んで交通ルールを遵守し、交通マナーを実践できるよう、交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。

(4)　安全・安心な交通環境の整備

子どもや高齢者の交通事故防止に重点指向し、ゾーン30や学校周辺の通学路における交通安全施設の整備を図りました。また、老朽化した信号制御機・信号柱や摩耗した横断歩道等の道路標示について、更新・塗り替えを推進しました。

(5)　飲酒運転ゼロを目指す条例に基づく取組の推進

飲酒運転根絶に向けた県民の規範意識を確立するため、飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転による交通事故実態等の広報啓発・交通安全教育を推進するとともに、関係機関・団体等と連携し、ハンドルキーパー運動の普及啓発を推進しました。また、飲酒運転取締りを強化しました。

2　取組の成果

平成29年中の交通事故発生状況については、死亡事故件数83件（前年比－15件）、死者数86人（前年比－14人）、人身事故件数5,441件（前年比－597件）、負傷者数7,113件(前年比－1,045件)となり、死者数は、統計が残る昭和29年以降、最少を記録するとともに、人身事故件数は13年連続、死傷者数は12年連続で減少しました。

交通死亡事故の特徴は、①全死者数に占める高齢者が4割以上を占める。（37人・構成率43.0%）②全死者数に占める交通弱者（歩行中・自転車乗用中）が約5割を占める。（41人・構成率47.7%）③シートベルト非着用者が約6割を占める。（四輪乗車中の死者35人中、シートベルト非着用者は20人・構成率57.1%）④飲酒運転の増加（5件・前年比＋4件）などが挙げられます。

平成30年度以降（取組予定等）

○　交通死亡事故等抑止対策の一層の推進

第10次三重県交通安全計画が掲げる目標の達成に向け、「重点４Ｓプラスワン対策」を柱として、交通指導取締りをはじめとする街頭活動、関係機関・団体との連携による交通安全教育・広報啓発活動、交通安全施設の整備等総合的な交通死亡事故等抑止対策の一層の推進に努めます。

・交通安全教育・広報啓発活動の推進　　・交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

・高齢運転者、悪質・危険運転者対策の推進　・安全で快適な交通環境の整備

監査の結果

2　財務の執行に関する意見

(1)　収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア　収入未済

①　収入未済額が平成 28 年度末現在 23,728,046 円あった。

（警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課）

②　債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。　（警務部会計課、交通部交通規制課）

イ　収入事務

①　不在者投票経費に係る調定事務が遅延しているものがあった。　（伊勢警察署）

講じた措置

1　実施した取組内容

【放置違反金】

(1)　車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分（財産の差押え）を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付の催促を行いました。

(2)　督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終催促状を発出するとともに、専従班により、電話又は車両使用者宅の訪問による面接を実施し、放置違反金の納付の催促を行いました。

(3)　最終催促後の未納者に対しても、引き続き粘り強い催促を実施するとともに、滞納処分を念頭に放置違反金の早期徴収に努めました。

(4)　放置違反金サポート員を雇用し、未収となっている放置違反金の早期徴収に努めました。

(5)　平成 28 年度末現在の放置違反金の未済額は、9,501,327 円でありましたが、上記取組等により、過年度分の未収金について、2,680,354 円（3 月末：見込み）を回収するなど成果を上げました。

【交通信号機及び交番に係る損害賠償金】

(1)　交通信号機については、債務者に対して定期的に電話催告、訪問を行い、分割納付等の現状にあった納付指導を行うなど、回収に努めました。

(2)　交番については、債務者は、現在、刑務所に収監中ですが、定期的に訪問を行い、損害賠償金返済に関する納付指導を行いました。

【収入事務】

定例的な収入でなかったこともあり、調定日の考え方について認識の不足があったことから生じたものです。

このような事案が再発しないよう、会計事務研修会への積極的な参加や各種会計事務資料による実務知識の向上を図り、複数の職員でチェックを行うなど事務体制を強化しました。

2　今後の方針（取組予定等）

【放置違反金】

文書、電話及び訪問等による催促を推進し、併せて滞納処分による放置違反金の早期徴収を行い、収入未済額の減少と発生の防止に努めます。

【交通信号機及び交番に係る損害賠償金】

電話、訪問による催促等の納付指導を行い、債権の回収に努め、また、債権処理計画の目標達成に努めます。

【収入事務】

引き続き、会計事務に関する指導教養を積極的かつ継続的に実施するとともに、三重県出納局等が実施する各種研修に積極的に出席させ、担当者による自己確認及び複数職員によるチェック機能の強化に努め、適正な事務処理を推進します。

監査の結果

2　財務の執行に関する意見

(2)　支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア　業務委託

①　【自家用電気工作物保安管理業務委託】

・　予定価格が記録されていなかった。　（大台警察署）

②　【伊勢警察署空調設備等保守点検業務委託】

・　執行伺いに随意契約の根拠が記載されていなかった。　（伊勢警察署）

③　【伊勢警察署合併汚水処理施設維持管理業務委託】

・　執行伺いに随意契約の根拠が記載されていなかった。　（伊勢警察署）

イ　工事、物件等における入札中止状況

①　事務処理誤りにより入札を中止した事案が4件あった。

（警務部会計課、地域部通信指令課、交通部交通規制課、交通部運転免許センター）

ウ　その他の支出事務

①　自賠責保険料の過払いにより歳出戻入を行っていた。　（警務部会計課）

講じた措置

1　実施した取組内容

ア、ウは、担当者の認識不足、単純な記載ミス等が起因したもので、同種事案が発生しないように、会計事務研修会への積極的な参加や各種会計事務資料による事務能力の向上を図るとともに、複数の職員でチェックを行う等の事務体制を強化して、再発防止に努めました。

イは、公告後の仕様変更・追加等の事務処理誤りによるもので、入札事務の執行に関し、主管課との事前協議や調整を密接に図るとともに、仕様書等の内容の十分な確認、複数人による点検の徹底等、チェック機能の向上を図り、再発防止に努めました。

2　今後の方針（取組予定等）

ア、　ウは、引き続き、出納局等が実施する各種研修に積極的に参加して実務能力の向上を図るとともに、複数職員によるチェック機能の強化に努めていくことで、適正な事務処理を推進します。

イは、引き続き、主管課との事前協議や調整を密接に図るとともに、担当者の知識技能のレベルアップ及び複数の職員によるチェック機能の強化を図り、適正な事務手続を推進します。

部局名　警察本部

監査の結果
2　財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ①　高速道路認定者に対し、その利用を常例としているかの確認がされていなかった。　（大台警察署） ②　高速道路認定において、支給基準を満たさない職員に、有料道路料金が加算支給されていた。 （尾鷲警察署）
講じた措置
1　実施した取組内容 ①については、同種事案が発生しないように、給与事務担当者に対し給与事務研修会等への積極的な参加や各種給与事務教養資料による実務能力の向上を図るとともに、複数の職員で確認作業を行う等の事務体制の強化を図りました。 ②については、当該職員に、有料道路利用回数が確認できる利用明細書の写しの提出を求め、手当支給基準を満たさない期間の是正（手当額の戻入）を行いました。 ①、②ともに、警務係と会計係の間で手当の支給状況について情報共有を徹底するとともに、警務係が実施する事後確認を会計係が更に確認し相互牽制作用を働かせることにしました。 また、認定事務担当者に対し幹部職員から手当の仕組みと事後確認の重要性について教養を実施しました。 2　今後の方針（取組予定等） ①については、各種給与事務研修等に積極的に参加して給与事務担当者の実務能力の向上を図るとともに、複数職員によるチェック機能の強化を引き続き実施し、適正な事務処理に努めます。 ②については、認定事務担当者に対する給与関係規定等の習得を推進するため、幹部職員による指導を継続します。また、手当認定時、各段階で関係規定に基づく確実な点検を実施し、認定後の確認においても規定どおり厳正な事後確認を実施するなど、適正な事務処理に努めます。

部局名　警察本部

監査の結果
2　財務の執行に関する意見 (4)　財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア　公有財産の管理 ①　行政財産の目的外使用について、事情の変更等を考慮することなく、従来の協定に基づき公益性を判断し使用許可を行っていた。（警務部会計課）
講じた措置
1　実施した取組内容 (1)　「社団法人」から「一般社団法人」となった法人との協定に基づく事業につき、行政財産の目的外使用許可の要否や協定書の見直しを含めて検討を進めました。 (2)　これまでの事業運営実態につき、関係団体や所属に対して確認を行いました。 (3)　関係所属により、各県における事業の実施状況や運営形態、委託方法などを調査し、当県での事業の実施方法の見直しを進めました。 (4)　使用を許可する一般社団法人と今後の事業運営方法につき協議を実施しました。 (5)　委託契約の是非などにつき出納局等と協議を実施しました。 (6)　同事業につき委託契約を担える団体等を調査しました。 (7)　関係各課による協議を進め、平成30年度以降の実施方法につき、委託契約による実施を含め、方向性を検討しました。 (8)　他の事業との統合などを検討しました。 2　今後の方針（取組予定等） 行政財産の目的外使用による使用許可を見直します。 委託契約等による事業の存続の可能性を含めて総合的に検討を続けます。

監査の結果

2　財務の執行に関する意見

(5)　交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

①　人身事故　（負担割合：県 100%、相手 0%）
（物損額：県 193,706 円、相手 191,191 円）
（治療費等：県 0 円、相手：656,085 円）　（刑事部捜査第三課）

②　人身事故　（負担割合：県 70%、相手 30%）
（物損額：県 190,348 円、相手 215,989 円）
（治療費等：示談中）　（四日市南警察署）

③　物損事故　（物損額：県 746,280 円）　（津警察署）

④　物損事故　（物損額：県 264,600 円）　（名張警察署）

講じた措置

1　実施した取組内容

交通事故の防止対策として、下記のとおり、交通事故の発生実態を踏まえた指導教養、訓練を徹底するなど、継続的に各種取組を推進した結果、公用車の交通事故発生件数は前年比で減少しました。

(1)　再発防止教養等の実施

交通事故を起こした職員やその同乗者を召致して、運転適性検査、運転技能訓練、交通事故をテーマとした小集団討議を実施し、職員の運転技能及び交通事故防止意識の向上を図りました。

また、各所属において、各種会議など機会あるごとに、所属長等幹部が、交通事故防止について指示、指導を行いました。

(2)　運転技能の検証

交通部運転免許センターの職員が、交通事故を起こした職員の運転技能を検証し、運転技能に応じて具体的な助言・指導を実施しました。

また、運転技能の検証結果については、今後の指導教養に活用するため、対象職員の所属に通知し、所属においても検証結果に基づく指導教養を実施しました。

(3)　運転技能訓練等の実施

各所属において、若手警察官等を対象とした運転技能訓練や同乗者を想定した安全誘導訓練等、交通事故の発生実態に応じた指導教養を実施し、交通事故の防止に努めました。

(4)　車両運転技能認定制度の運用

車両技能認定制度では、運転技能検査に合格し、運転資格を取得した職員でなければ公用車を運転することができません。

緊急走行を行う場合など、警察では高度な運転技術を要求されることから、職員の運転技能の向上と交通事故の防止のため、車両運転技能認定制度を厳格に運用しました。

(5)　教養担当者に対する指示等

各警察署の指導教養担当者を召致して、幹部から事故防止対策の強化について指示したほか、各所属の事故防止に係る取組事例を改めて共有しました。

(6)　ドライブレコーダー等を活用した技能指導

新たに通達を発出してドライブレコーダーの活用や車両に同乗しての技能指導を指示し、事故防止対策を強化しました。

2　今後の方針（取組予定等）

引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導教養を推進するなど交通事故防止対策を徹底し、公用車の交通事故の更なる減少に努めます。

部局名　警察本部

監査の結果
2　財務の執行に関する意見 (6) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ①　金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。（四日市南警察署） ②　金品亡失（損傷）報告書について、提出が遅延していたものが2件あった。（伊勢警察署）
講じた措置
1　実施した取組内容 ①、②ともに、担当者の認識不足から起因したもので、同種事案が発生しないように、会計課事務研修会等への積極的な参加や各種会計事務資料による実務能力の向上を図るとともに、金品亡失（損傷）事案発生時の連絡体制、チェック機能を強化しました。 2　今後の方針（取組予定等） 引き続き、あらゆる機会を捉えて職員の実務能力の向上を図るとともに、関係各課との連携による連絡体制の確立に留意し、複数職員によるチェック機能を強化するなど遅延を生じさせないシステムを構築し、適正な事務手続を推進します。